

平成30年第2回邑南町議会定例会(第1日目)会議録

1. 招集年月日 平成30年3月5日(平成30年2月20日告示)
2. 招集の場所 邑南町役場 議場
3. 開 会 平成30年3月5日(月) 午前9時30分
散会 午後3時53分

4. 応招議員

議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名
1 番	大和 磨美	2 番	瀧田 均	3 番	平野 一成	4 番	和田 文雄
5 番	宮田 博	6 番	漆谷 光夫	7 番	大屋 光宏	8 番	中村 昌史
9 番	日野原 利郎	10 番	清水 優文	11 番	辰田 直久	12 番	亀山 和巳
13 番	石橋 純二	14 番	三上 徹	15 番	山中 康樹		

5. 不応招議員 なし

6. 出席議員 15名

議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名
1 番	大和 磨美	2 番	瀧田 均	3 番	平野 一成	4 番	和田 文雄
5 番	宮田 博	6 番	漆谷 光夫	7 番	大屋 光宏	8 番	中村 昌史
9 番	日野原 利郎	10 番	清水 優文	11 番	辰田 直久	12 番	亀山 和巳
13 番	石橋 純二	14 番	三上 徹	15 番	山中 康樹		

7. 欠席議員 0名

議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名

8. 地方自治法第121条第1項の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
町 長	石橋 良治	副 町 長	日高 輝和	総務課長	服部 導士
管財課長	朝田 誠司	定住促進課長	三上 直樹	企画財政課長	柳川 修司
町民課長	種 由美	税務課長	上田 洋文	福祉課長	沖 幹雄
農林振興課長	植田 弘和	商工観光課長	種 文昭	建設課長	土崎 由文
水道課長	川中 栄二	保健課長	洲濱 浩敏	会計課長	渡邊 庸子
羽須美支所長	服部 勲	瑞穂支所長	川信 学		
教 育 長	土居 達也	学校教育課長	日高 始	生涯学習課長	大橋 覚
監査委員	森脇 義博	農業委員会長	田中 正規		

9. 本会議に職務のため出席した者の氏名

議会事務局長 大賀 定 事務局管理監 日高 泉

10. 町長提出議案の題目 別紙のとおり

11. 会議録署名議員の氏名

議席	氏 名	議席	氏 名
2 番	瀧田 均	3 番	平野 一成

12. 本日の会議の概要は別紙のとおりである。

平成30年第2回邑南町議会定例会議事日程(第1号)

平成30年3月5日(月) 午前9時30分開議

開会、開議宣告

議事日程の報告

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 町長施政方針

日程第4 教育方針

日程第5 行政報告

日程第6 報告事項

報告第1号 例月現金出納検査結果報告について

報告第2号 平成29年度定期監査報告について

日程第7 議案の上程、説明、質疑、討論、採決

議案第6号 人権擁護委員候補者の推薦について

日程第8 議案の上程、説明、質疑、討論、採決

議案第7号 工事請負契約の締結について

日程第9 議案の上程、説明

議案第8号 指定管理者の指定について(自治会館等)

議案第9号 指定管理者の指定について(香木の森公園)

議案第10号 指定管理者の指定について(阿須那公民館戸河内分館)

議案第11号 指定管理者の指定について(出羽公民館出羽分館)

議案第12号 指定管理者の指定について(高原公民館高原分館)

議案第13号 指定管理者の指定について(市木公民館市木分館)

議案第14号 指定管理者の指定について(雪田伝承の館)

- 議案第 1 5 号 邑南町情報通信施設条例の一部改正について
- 議案第 1 6 号 邑南町国民健康保険税条例の一部改正について
- 議案第 1 7 号 邑南町国民健康保険条例の一部改正について
- 議案第 1 8 号 邑南町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
- 議案第 1 9 号 邑南町福祉医療費助成条例の一部改正について
- 議案第 2 0 号 邑南町医療福祉従事者確保奨学基金条例の一部改正について
- 議案第 2 1 号 邑南町教職員住宅管理条例の一部改正について
- 議案第 2 2 号 邑南町公民館条例の一部改正について
- 議案第 2 3 号 邑南町文化財保護条例の一部改正について
- 議案第 2 4 号 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の廃止について
- 議案第 2 5 号 邑南町三江線代替交通確保事業推進基金条例の制定について
- 議案第 2 6 号 邑南町過疎地域自立促進計画の一部変更について
- 議案第 2 7 号 邑南町地域保健福祉計画の一部変更について
- 議案第 2 8 号 権利の放棄について（テレビ基本チャンネルサービスほか）
- 議案第 2 9 号 権利の放棄について（水道使用料）
- 議案第 3 0 号 町道路線の廃止について
- 議案第 3 1 号 町道路線の認定について
- 議案第 3 2 号 平成 2 9 年度邑南町一般会計補正予算第 1 0 号について
- 議案第 3 3 号 平成 2 9 年度邑南町国民健康保険事業特別会計補正予算第 5 号について
- 議案第 3 4 号 平成 2 9 年度邑南町国民健康保険直営診療所事業特別会計補正予算第 4 号について
- 議案第 3 5 号 平成 2 9 年度邑南町下水道事業特別会計補正予算第 5 号について
- 議案第 3 6 号 平成 2 9 年度邑南町電気通信事業特別会計補正予算第 4 号について
- 議案第 3 7 号 平成 2 9 年度邑南町水道事業会計補正予算第 3 号について

議案第 38 号 平成 30 年度 邑南町一般会計予算について

議案第 39 号 平成 30 年度 邑南町国民健康保険事業特別会計予算について

議案第 40 号 平成 30 年度 邑南町国民健康保険直営診療所事業特別会計予算について

議案第 41 号 平成 30 年度 邑南町後期高齢者医療事業特別会計予算について

議案第 42 号 平成 30 年度 邑南町下水道事業特別会計予算について

議案第 43 号 平成 30 年度 邑南町電気通信事業特別会計予算について

議案第 44 号 平成 30 年度 邑南町水道事業会計予算について

平成30年第2回邑南町議会定例会(第1日目)会議録

【平成30年3月5日(月)】

—— 午前 9 時 3 0 分 開会 ——

~~~~~〇~~~~~

### 開会宣告

- 山中議長(山中康樹) おはようございます。定足数に達しておりますので、ただ今から、平成30年第2回邑南町議会定例会を開会いたします。議長の諸般の報告につきましては、お手元に配布をしたとおりでございますので、ご覧いただきたいと思います。これより、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布のとおりでございます。

~~~~~〇~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

- 山中議長(山中康樹) 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。2番、瀧田議員、3番、平野議員、お願いをいたします。

~~~~~〇~~~~~

### 日程第2 会期の決定

- 山中議長(山中康樹) 日程第2、会期の決定を議題といたします。お諮りをいたします。本定例会の会期は、本日、3月5日から3月16日までの12日間といたしたいと思えます。これにご異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 山中議長(山中康樹) 異議なしと認めます。したがって、会期は、本日、3月5日から3月16日までの12日間とすることに決定をいたしました。

~~~~~〇~~~~~

日程第3 町長施政方針

- 山中議長(山中康樹) 日程第3、町長施政方針。これより、町長に施政方針を行っていただきます。

- 石橋町長(石橋良治) 議長、番外。

- 山中議長(山中康樹) 石橋町長。

- 石橋町長(石橋良治) 平成30年第2回邑南町議会定例会の開会にあたり、提案いたします平成29年度補正予算案及び平成30年度予算案、条例案、その他の諸議案の説明に先立ちまして、当面の町政運営に望む私の基本的な考え方と主要な施策について申し上げ、町民の皆様をはじめ議会の皆様方のご理解とご協力をお願い申し上げたいと存じます。さて、政府の閣議決定による経済財政運営と改革の基本方針2017によれば、日本経済は、4年半のアベノミクスの取組のもと、名目GDPは過去最高の水準に達し、企業収益は過去最高の水準となり、国民生活に密接な関係を持つ雇用も大きく改善しており、地方行政等については、経済・財政再生計画のもと、国・地方を通じた経済再生・財政健全化に取り組み、全ての改革項目を改革工程表に従って着実に進めると同時に、地方行政サービスの地域差の見える化とそれを通じた行財政改革の推進、先進・優良事例の全国展開、地方公共団体の境界を越えた広域化・共同化、国及び地方のIT化・業務改革を軸に、地方の頑張りや工

夫を引き出しつつ、2020年代を見据えた地方行財政の構造改革を推進し、財政資金の効率的配分を図ることを検討することとされています。平成30年度の国の地方財政計画によりますと、地方の一般財源総額は、平成29年度に比し0.1%程度を上回るとされていますが、地方交付税は2.0%の減となっております。地方財政計画上は、地方税収の伸びが見込まれていますが、本町では大幅な税収の増額が期待できない上に、合併算定替えに伴う交付税の縮減措置などもあり、引き続き一般財源の確保が大変厳しい状況となっております。このような状況を踏まえ、本町の平成30年度当初予算の編成にあたりましては、目指せ！人づくり・仕事づくり・安心づくりA級のまちを！をテーマにといたしました。事務事業の選択と集中による重点施策の財源確保と着実な執行、また、行財政改善の推進を重点項目の基本に掲げ、邑南町総合戦略に磨きをかける、人づくり・邑南町まるごと創生塾の充実、しごとづくりセンターの実効性を上げ、所得と経済循環の向上を目指す、日本一の子育て村構想の検証と次への展開の検討、健康づくり、地域包括ケアの推進、共生社会の実現、文化財の保全と活用促進、安心・安全のまちづくり、を重点項目に掲げました。大変厳しい財政状況ではありますが、平成29年度当初予算と同じく平成30年度当初予算では財政調整基金の取り崩しを行わずに予算編成を行っております。可能な限り、町民の皆さま方のご要望にお応えできるよう配慮するとともに、邑南町第2次総合振興計画に掲げたまちづくりのテーマである、心かよわせとともに創る邑南の郷、に向かい、総合戦略の3つの基本目標と5つの具体的施策分野に重点化を図り、あわせて町民の皆さまのご協力をいただきながらまちづくりを進めてまいります。

具体的な内容でございますが、はじめに、道の駅瑞穂再整備について申し上げます。道の駅瑞穂再整備につきましては、本年度、道の駅瑞穂整備検討委員会におきまして、基本構想を策定いただきました。今後は、財源を確保しつつ、この構想の理念を具現化するために事業を進めていくことになります。平成30年度におきましては、基本設計を行い、具体的な建物配置等について検討するとともに、町内12地区ならびに関係団体との連携を深めて参ります。さらに、30年先を見とおした持続可能な道の駅を目指し、運営についても研究を進めて参ります。

次に、防災無線事業、防災無線更新事業について申し上げます。防災無線の更新につきましては、これまで多くの提案を受けておりまして、議会の方にもご報告をしております。平成30年度には、平成31年度の着手に向けての準備に入っておりますが、現在、方式と業者を決定いたしますプロポーザルの募集を行うための仕様書の作成に取り組んでおります。プロポーザルの実施につきましては、準備ができ次第なるべく早く行いたいと思っております。これを踏まえ平成30年度一般会計予算には債務負担行為をお願いしておりますので、よろしくお願いをいたします。

次に、邑南町しごとづくりセンター、いわゆるおおなんBizについて申し上げます。邑南町しごとづくりセンターは、平成29年12月18日のオープン以来、相談業務を中心に町内のあらゆる業種の経営者及び起業家の経営支援を行っております。センターへの相談登録者や相談件数は徐々に増えていることから、目的と必要性についてもご理解いただいていると感じております。今後、センターの目的を達成するため更に体制強化に取り組み、地域経済の発展に努めてまいります。

次に、矢上高校の教育振興について申し上げます。矢上高校は、昭和23年4月1日に矢上町立実業学校から島根県立矢上高等学校に昇格移管されてから70周年を迎えます。節目の年となる今年度の諸行事が滞りなく行われるよう、矢上高校振興に関わる皆様と共に準備を進めます。

次に、公共交通網形成計画の策定、羽須美デマンド準備について申し上げます。邑南町の公共交通施策は、邑南町生活交通検討委員会の意見をもとに実施しています。平成29年2月の同委員会報告では、既存路線の乗車状況を地域と共に検証し、運行方式の見直し等を検討する必要があるとの課題が示されました。平成30年度は、町内の公共交通の再編に向け地域公共交通活性化再生法に基づく邑南町地域公共交通網形成計画を策定します。この計画では公共交通網の在り方や料金体系などについて検討を進めます。また、羽須美地域では、昨年10月からデマンド運行の実施に向けた準備会が立ち上がり、運営組織や運行計画の検討、会員の募集などの準備が進められています。平成31年4月からの運行開始を目指す準備会の取り組みを支援しつつ公共交通網形成計画にも反映してまいります。次に、羽須美振興推進について申し上げます。

今年度、持続可能な公共交通体系の整備、地域資源の活用、交流促進と人的ネットワーク構築を柱に、地域の賑わいの創出や地域の活性化を目指した調査研究や地域活動支援を進めてきました。平成30年度は実践に向けたスタートの年となります。この間、INAKAイルミや花桃まつり等で羽須美地域に関わって頂いている、社会人や学生サークルなどの外部人材との連携を深めながら、関係人口の拡大と地域での受け皿整備を進めます。

次に、邑南町女性活躍・子育て応援企業表彰について申し上げます。この表彰は、女性が職場で能力、意欲を十分に発揮できる環境づくりや子育てしやすい職場づくりに積極的に取り組む町内企業や事業所を讃えて、広く公表するものでございます。魅力ある企業・事業所づくりの気運を醸成し、女性の活躍が一層促進される町づくりを目指してまいります。本定例会に、関連する予算案を提案しておりますのでご審議いただきますようお願いいたします。

次に、福祉施策について申し上げます。近年、社会福祉の分野では、地域包括ケアあるいは我が事・丸ごとといった言葉で、多分野を包括的に、様々な担い手により支え合うという視点での仕組みづくり、地域づくりが求められております。邑南町におきましては、既に福祉の充実が図られておりますが、足りない部分を補完したり、社会環境の変化による既存の事業や仕組みの見直しを行っていくことが必要と考えております。新年度におきましてもそういう観点も持ち合わせながら、町民福祉の増進に取り組んでまいります。児童福祉分野では、昨年4月に子どもまるごと相談室を設置しており、包括的な子育て支援、相談体制をめざします。障がい福祉の分野におきましては、パラリンピックへ向けて、引き続き、あいサポート運動などにより、住民の皆様の障がいに対する理解が向上するよう取り組みます。また、相談支援事業所や町社協と連携して、生活のしづらさや、ひきこもり傾向のある方の相談支援を行ってまいります。高齢者福祉におきましては、昨年4月から介護予防・日常生活支援総合事業、いわゆる総合事業を実施しております。新しい総合事業のメニューとして、高齢者つどいの場づくり事業を始めることにいたしました。実施主体としては、自治会や地区社協、地区別戦略の関連団体等を想定しております。これま

でのサークル的な集いの場とは違い、地域全体の高齢者をカバーし介護予防に取り組んでいただくことを目的としております。また、付随して生活支援の新たな展開にもつながると思います。一度の条件、一定の条件はありますが、創意工夫で事業に取り組んでいただくことを期待しております。昨年末に公募しました、地域支え合い推進員につきましては、本年1月に、各地域から1名ずつ、計3名の方を任命いたしました。地域の皆様と協働して介護予防や生活支援の仕組みづくりに取り組み、取り組ませていただきたいと思いますと考えております。生活困窮者自立支援事業は、新年度で事業開始から4年目を迎えます。引き続き委託先の町社協と連携し、困られておられる方の支援に努めます。以上、どの分野におきましても、複層的な要因がある困りごとがほとんどでありますので、多分野、関係機関が連携して問題解決、自立支援に取り組んでまいります。

次に、町民ロビーキッズスペース設置について申し上げます。平成29年度より福祉課内に子どもまるごと相談室を設置しておりますが、この業務を進めるにあたり、若手職員から、保護者の方が子供たちを安全な場所で安心して見守りながら相談できる場所が必要としてキッズスペースの設置について設計図案を付け提案をしてくれました。検討した結果、町民ロビーを少し模様替えすることで経費を抑え設置することが可能であることと、子どもまるごと相談室を運営していくにあたり必要であると判断し、福祉課前の待合場所を利用し、町民ロビーキッズスペースを設置することといたしました。当初予算へはこの改修経費を盛り込んでおりますのでよろしくお願いいたします。

次に、保健事業について申し上げます。まず、生活習慣病予防対策として、若い年代から健康意識を高め、早くから生活習慣病予防に取り組む人を増やします。また、各種検診受診者を増やし、異常を早期に発見するとともに、治療の必要な方が、医療に結びつく働きかけをします。特に糖尿病、高血圧、慢性腎臓病の悪化防止に努め、心臓病、脳卒中、人工透析などの重症化を防ぎます。次に母子保健対策として、妊婦期からのきめ細かな支援を行うために、子どもまるごと相談室として設置した子育て地域包括支援センター機能の充実を図ります。平成29年度より実施した産婦健診、産後ケア事業を活用し、医療機関、助産院など関係機関との連携をより強化し、子育ての不安を軽減し、様々な相談に対応して参ります。

次に、邑南町健康センター元気館トレーニング室等の業務委託について申し上げます。平成17年のオープン以降、直営で運営してきました健康センター元気館のトレーニング室・プール・エアロビクス室の運営を、平成30年4月1日から医療法人徳祐会に業務委託することになりました。医療法人徳祐会は、これまでに医療・介護分野で長年邑南町に貢献していただき、専門知識や技術も蓄積しておられます。できる場所が必要として、キッズスペースの設置につかしていただくことで、これまで行ってきた健康づくりや介護予防の取組がより充実するものと期待しております。この度の委託は施設運営の業務委託であり、これまでに行ってきた健康づくりや介護予防を目的とした運営方針や、施設の使用料については変更ありません。また、各種教室もこれまでどおり開催しますので、多くの皆様のご利用をお願いします。

次に、新可燃ごみ共同処理施設整備計画について申し上げます。平成29年度に計画しておりました、新可燃ごみ共同処理施設の敷地造成実施設計等につきまして、年度末には完

了予定との報告を受けております。平成30年度は、施設施工業者の選定及び敷地造成工事に着手する予定でございます。また、邑智クリーンセンター周辺のごみ搬入道路の整備につきましては、平成30年度も引き続き行うことになります。続いて、最終処分場施設整備計画についてでございます。平成29年度に基本計画を策定し、平成30年度は基本設計に入る予定となっております。この最終処分場施設整備は、平成34年3月末までに完了させ、平成34年度の供用開始の予定でございます。新可燃ごみ共同処理施設整備計画や最終処分場適正化計画に基づく事業費の負担金につきまして、引き続き平成30年度当初予算に計上しております。御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

次に、農業の振興について申し上げます。農業を取り巻く状況が大きな転換点にさしかかっており、平成29年度から平成30年度への節目では、農業政策が大きく変わります。

48年続いた米の生産調整が廃止され、国は米の生産数量目標を示さなくなりますので、自分たちで作付面積や生産数量を定めなくてはならなくなると心配しておりましたが、県の段階で生産数量目標を目安という形で示すことになりましたので、農家のみなさんの不安は相当払拭されたのではなかろうかと考えております。また、米の直接支払が廃止されます。いわゆる、米を作ると反当7,500円を受け取ることができるという交付金ですが、こちらの方も平成30年度から廃止されることが決定しております。農家のみなさんの収入に直接関わりますので心配しておりましたが、一昨年、昨年と国の方で生産調整の達成に重点的に取り組まれたこともあって、米の買取価格は順調に回復しております。近年で最も値下がりした、平成26年と比較すると平成29年産米では10a当たり2万円を超える値上がりになっておりますので、米の直接支払が廃止されることによる減収は十分にカバーされていると見ております。このように、心配しておりました事柄はなんとか乗り切れそうだという見通しを持っているところでございまして、その上に、去年は邑南町産ハープ米きぬむすめが日本一に選ばれたり、町内産の牛乳から作ったミルクジャムが全国の十選に入るなど大変うれしい一年でございました。これらは、これまで本町が取り組んできた安全安心の農業生産が実を結び始めたものと前向きにとらえ、平成30年度ではさらなるハープ米の生産拡大の取り組みや、A級グルメを町民の皆さんに実感していただける取り組みを展開していきたいと考えております。

次に、林業の振興についての取り組みでございます。本町では本格的な拡大造林に取り組み始めて約50年を迎えており、伐期が到来しはじめた森の活用を考えていかなければならない時期に来ています。しかしながら、町内に新築住宅が次々に建てられるといった状況ではありませんので、別の角度からの木材の需要を喚起していかなければなりません。一方で空き家は増加しており、この対策も課題として上がっておりますが、UIターン者を中心に古民家に対するニーズも一定程度が見込まれており、古民家再生技術があれば空き家問題を解決しながら町産材の需要も作り出していけると考え、そういった人材を育成する木の学校を今年度からスタートさせたいと考えております。

次に、建設関係の事業について申し上げます。国県道整備事業ですが、浜田作木線の高見工区は今年度に引き続き出羽川沿線の道路改良工事と、高原交差点付近の家屋移転が進められます。吉原工区は、本年度矢上側350mの供用開始が予定されており、引き続き日貫側の工事に着手する予定です。また、仁摩邑南線荻原工区、田所国府線の市木工区、甲

田作木線の日南川工区については、工事を継続実施いただく予定でございます。河川改修事業の出羽川の三日市工区は、引き続き護岸工事が実施される予定でございます。伏谷工区につきましては、昨年度工事が完了し引き続き吉時工区の用地補償が進められる予定です。農業農村整備事業につきましては、県営中山間地域総合整備事業により引き続き圃場整備等の農地農業用施設整備を実施して頂く予定です。また、農道整備につきましては邑南広域農道の保全事業及び県営農道和田線改良事業を継続して行っていく予定でございます。県営林道整備事業でございますが、県営林道開設事業の三坂小林線を継続して実施される予定となっております。町道の整備事業につきましては、落石対策、町道橋を中心とするインフラ長寿命化対策、通学路の安全対策を重点に事業を進めます。具体的には、町道西之原山根線の災害防除、木須田橋修繕工事、片田善教寺原線や石見中央線などの町道8路線の改良事業を実施する予定でございます。公営住宅の整備でございますが、耐久性の向上を目的としたストック改善事業につきましては、矢上住宅団地1棟5戸、青葉団地1棟3戸の屋根改善工事をそれぞれ実施する予定としております。住宅建築につきましては、田所地区の中組団地と中野地区の森実団地にそれぞれ1棟2戸の特定公共賃貸住宅の整備を予定しております。

次に、水道事業について申し上げます。水道事業は公営企業会計に移行して2年目となります。施設の老朽化、使用水量の減少など経営環境が厳しくなる中で、水道事業経営戦略に基づき長期的に安定した事業経営を目指して参ります。そのために、給水原価を下げる方策としまして、有収率の向上を目指した管路の更新工事を口羽地区と瑞穂東地区で進めてまいります。次に、下水道事業でございますが、特定環境保全公共下水道事業におきまして、下水道事業の効率化を目的とした香木の森公園エリアを公共下水道に統合する事業として、平成30年度に実施設計業務に着手して参りたいと考えております。また、浄化槽市町村整備推進事業により、20基の合併処理浄化槽設置工事を予定しており、下水道普及率の向上を進めると共に、施設の適切な維持管理に努めて参ります。

次に、国民健康保険事業について申し上げます。平成30年度から、国保の都道府県化により新たに都道府県が保険者に加わり財政運営の責任主体となります。島根県においては、市町村が引き続き担う事務の効率化や広域化の推進及び医療費適正化の取組みの推進に寄与することなどを目的として、平成29年12月に島根県国民健康保険運営方針が策定されました。この運営方針は、平成30年度から平成35年度までの6年間を対象期間とし、3年ごとに検証を行い、必要に応じて見直しを行うことになっております。この国保制度改革に伴い、市町村の国保特別会計も大きく変わります。歳入では、国や都道府県からの補助金や負担金、支払基金からの前期高齢者交付金などがなくなります。これに代わって、都道府県から保険給付費等交付金を受け取ることになります。歳出では、後期高齢者支援金や前期高齢者納付金、介護納付金などがなくなり、市町村が都道府県へ支払う国保事業費納付金が新たに加わることになります。平成30年度からは、この国保事業費納付金を島根県が各市町村の医療費水準及び所得水準等に基づき決定していきますので、邑南町では国保加入世帯からいただく保険税や、制度改革後も引き続き、直接町に入ってきます公費等を充てて事業費納付金を納めることになります。今定例会には、国保制度改革に伴います平成30年度当初予算と、邑南町国民健康保険税条例の一部改正及び邑南町国民健康

保険条例の一部改正を提案しておりますので、何卒御理解賜りますようよろしくお願いいたします。今後も引き続き島根県と連携を密にしながら、適正な国保の事務処理に努めてまいりたいと思っております。

次に、国保直営診療所事業について申し上げます。日貫診療所の医師として、長年務めていただきました天川クリニックの院長、天川和彦先生が都合により平成29年度末をもってご勇退されます。天川先生には、平成16年4月から14年間、日貫地区の地域医療に携わっていただきました。その功績に深く感謝申し上げる次第です。平成30年度からの日貫診療所の運営につきましては、今までと同様の診療体制を維持していくこととし、公立邑智病院と委託契約を結び、石原晋先生に勤務していただくよう、現在、体制を整えているところでございます。御理解賜りますようよろしくお願いいたします。また、天川先生におかれましては、矢上地区にあります天川クリニックを平成30年中に閉院される意向であると伺っております。地域と密着した医療機関がなくなるということは、私たちにとりまして大きな不安であるとともに、地域医療の衰退につながりかねません。安心の医療体制を確保するためにも、平成30年度当初予算に調査設計委託料を計上させていただいております。何卒御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

次に、後期高齢者医療保険料率の改定について申し上げます。後期高齢者医療保険料率につきましては、2年に一度見直しをすることとなっており平成30年度が改定の年でございます。2月16日に開催、開催されました島根県後期高齢者医療広域連合議会におきまして、平成30・31年度の保険料率が決定いたしました。まず均等割でございますが、2,400円減の4万3,440円に、所得割につきましては1.03%減の8.25%にそれぞれ改定されました。続いて、後期高齢者医療制度の改正について申し上げます。高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部改正を受け、低所得者に係る軽減につきまして、5割軽減及び2割軽減の軽減対象となる所得基準額が拡大されます。また、高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正に伴い、国民健康保険の住所地特例適用者が後期高齢者医療保険の被保険者となる場合、平成30年度から住所地特例の適用を引き継ぐこととされました。これに伴い、市町村は適用を受ける者から保険料を徴収し、広域連合に納めることになります。今定例会に邑南町後期高齢者医療に関する条例の一部改正を提案しておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、平成30年度当初予算案について申し上げます。平成30年度当初予算につきましては、予算編成のテーマを、目指せ！人づくり・仕事づくり・安心づくりA級のまちを！と題し、とし、冒頭で申し上げました事務事業の選択と集中により重点施策の財源確保と行財政改善の推進と着実な執行を目指しての予算編成としております。まず、一般会計当初予算案は、合計114億4,800万円で、前年度当初予算と比較しますと4億500万円、率にして3.7%の増となっております。増額の主な要因でございますが、総務費でおおなんネット基幹システム改修事業費が3,800万円の増、民生費でくるみ邑美園児童部棟開設事業費が2,900万円の増、東光保育園改築事業費が2億204万6,000円の増、衛生費でごみ処理施設整備事業費が4,727万9,000円の増、農林水産業費で畜産クラスター事業費が2,400万4,000円の増、商工費で香木の森公園香夢里改修事業費が1,998万1,000円の増、土木費で橋りょう新設改良費が2,0

08万7,000円の増、住宅建設費が4,288万4,000円の増、教育費でスクールバス車両整備事業費が1,200万円の増、石見東小学校改修事業費が2,712万8,000円の増、公共施設等総合管理事業費が1,969万9,000円の増、災害復旧費で農地災害復旧費が3,111万3,000円の増、農業用施設災害復旧費が3,495万円の増などがございます。一方、主な減額要因でございますが、総務費で庁舎ＩＰ電話システム整備事業費が3,500万円の減、携帯電話等エリア整備事業費が2,681万円の減、町議会議員選挙費が1,535万9,000円の減、民生費でいわみ西保育所空調設備事業費が3,928万円の減、土木費で既設公営住宅ストック改善事業費が3,291万7,000円の減などがございます。

続きまして、歳入の内容でございます。地方交付税関係でございますが、普通交付税は、前年度当初予算比で2億2,501万3,000円、率にして4%減額の54億438万1,000円としております。減額の主な要因としましては、平成30年度より包括算定経費が減額となったこと及び地域経済・雇用対策費が歳出特別枠の廃止に伴い項目が廃止になったことが大きな原因、減額要因です。平成29年度の決定額との比較でございますが、個別算定経費に対する算定分が2,395万1,000円の増額、包括算定経費に対する算定分が5,394万3,000円の減額、地域経済・雇用対策費に対する算定分が8,875万7,000円の減額、公債費に対する算定分が1,045万円の増額、合併算定替に伴う減額が1億307万円と見込んでおります。資料により、算定しております特別交付税につきましては、前年度当初予算比6.3%増の6億6,971万5,000円を見込んでおります。また、臨時財政対策債は、前年度当初予算比6.4%減の2億8,175万8,000円でございます。その他の歳入では、国及び県支出金が施設型給付費負担金、保育所等整備交付金、災害復旧費県補助金などの増により、前年度当初予算比14.4%増額の18億4,039万2,000円となっております。また、町債につきましては、前年度当初予算比31.2%増の13億7,405万8,000円となっております。この内、過疎ソフト事業債につきましては、前年度当初予算比3,780万円増額の3億3,700万円を計上しております。また、平成30年度は平成29年度と同じく財源不足を調整するための財政調整基金からの繰入金を計上しておりません。

次に、歳出でございますが、大変厳しい財政状況ではありますが、町民生活や町行政全般に配慮したうえで、冒頭申し上げましたように選択と集中による重点施策の財源確保と着実な執行、また、行財政改善の推進を重点項目の基本に掲げ、邑南町総合戦略に磨きをかける、人づくり・邑南町まるごと創生塾の充実、しごとづくりセンターの実効性を上げ、所得と経済循環の向上を目指す、日本一の子育て村構想の検証と次への展開の検討、健康づくり、地域包括ケアの推進、共生社会の実現、文化財の保全と活用促進、安心・安全のまちづくり、に重点を置いて予算計上をしております。普通建設事業としましては、東光保育園改築事業費が2億204万6,000円、道路新設改良費が1億6,475万4,000円、住宅建設費が1億412万8,000円、石見東小学校校舎改修事業費が1億542万8,000円などとなっております。

以下、特別会計は、国民健康保険事業特別会計が14億100万円で15.7%の減、国民健康保険直営診療所事業特別会計が6,500万円で10.2%の増、後期高齢者医療事業

特別会計が3億6,200万円で3.2%の減、下水道事業特別会計が9億1,400万円で8.0%の増、電気通信事業特別会計が4億6,300万円で4.5%の増となっております。一般会計、特別会計を合わせた合計額は146億5,300万円で、対前年度比では1.6%の増となっております。国の地方財政計画によりますと、地方の一般財源総額は平成29年度比で356億円増の6兆1,159億円となっています。しかし、これは地方税収の増額を見込んだ上での算定であり、地方交付税だけを見ますと、3,213億円減の1兆685億円となっております。したがって、税収増があまり期待できない本町におきましては、一般財源の確保が厳しいだけでなく、交付税も合併算定替え等を反映して減額が続くものと見込まれます。行財政改善の取り組みにつきましても、一層取り組みを加速化し、健全な行財政運営の体制を構築してまいります。

以上、当面の町政運営に望む私の基本的な考え方と、主要な施策について申し上げましたが、今まで以上に町民との対話を大事にし、行政課題に的確に対処するべく、全精力を傾注してまいり所存でございます。何卒、議員各位と町民の皆様の、率直なご意見とご指導を賜りますようお願い申し上げます。なお、本定例会に提案いたします議案は、人事案1件、条例案11件、補正予算案6件、当初予算案7件、その他の案件14件、合わせて39件としております。何卒、慎重にご審議の上、適切な議決を賜りますようお願い申し上げます。

●山中議長(山中康樹) 以上で、町長施政方針は終了いたしました。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第4 教育方針

●山中議長(山中康樹) 日程第4、教育方針。これより、教育長に教育方針を行っていただきます。

○土居教育長(土居達也) 議長、番外。

●山中議長(山中康樹) 土居教育長。

○土居教育長(土居達也) 平成30年3月邑南町定例議会の開催にあたり、平成30年度邑南町教育行政の方針と主な施策について申し上げ、皆様方の御理解・御協力を賜りたいと思います。

邑南町教育行政が果たすべき多くの役割の中でも、最も力を入れて取り組まなければならないことは、次代を担う人材の育成であると考えています。昨年3月には、2年後の平成32年度、小学校から全面実施されます学習指導要領が告示されました。その前文には、一人一人の児童生徒が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるようにすることが求められるとし、そのためには、よりよい学校教育を通してよりよい社会を創るという理念を学校と社会とが共有すること。そして各校がどのような教育活動を実施していくかを明確にし、社会との連携及び協働によりその実現を図っていくという、社会に開かれた教育課程の実現が重要であると示しています。前文に示されていますように、これから生きていくための力は、学校教育の中だけで育成されるのではなく、学校と地域社会の連携や協働によってのみ育成されるとし、社会教育の果たすべき役割が問われています。

邑南町においては、次代を担う人材育成を教育行政の重要な柱と位置づけ、昨年策定しました邑南づくり教育計画に基づき必要な施策を進めてきました。前文に示されたことや島根県が進めています教育の魅力化事業に取り組む上でも、外部協力者の力もあり、今一度取り組み等について点検や検討を行う必要があると考えています。特に、前文にも示されていますように地域社会との連携や協働による人材育成の具現化のためには、理念や目的などを地域と共有することが大切です。そのための場づくりや仕組みづくりを検討し、一層の充実に努め実施していきます。また、次代の邑南町を担う人材になることができる仕組みとして、地域での地域学校の取り組み、地域課題に取り組むふるさと学習、そして将来の生き方や仕事について考えるキャリア学習を地域・学校とともに一貫的に進めています。これらの事業をより充実した取り組みにしていくために、保護者の理解を広げる、公民館活動での大人との活動と連携させる、志ある様々な大人との出会いの場をもっと作るなど、それぞれの課題の解決が求められています。研修や協議の場を設けるなどの取り組みにより課題の解決を図り一層効果ある取り組みにしていきます。とくに学校で進められていますキャリア学習を地域から支援していくために、子どもたちが志ある多様な大人と出会える仕組みづくりの検討を進めてきました。今年度は地域や学校の理解を得ながらその取り組みを具現化していきます。次代を担う人材育成は、学校だけで担うのではなく家庭や地域と連携、協働し進めていくことによってはじめて可能になります。邑南町には地域の力があり、またその環境が整っています。社会教育との一層の連携を図り推進していきます。

次に学校が担うべき人材育成について述べます。学習指導要領の求める、持続可能な社会の創り手となるためには、主体的に課題を見つけ様々な他者と協働しながら答えのない課題にも粘り強く向かっていく力が求められます。そのためにも先ず、他者を尊敬でき人とつながる力の育成が必要です。学校や学級が対等な人間関係を育て、安心して学び合える環境となるよう教職員の人権意識を高め子どもたちの人権教育が一層充実するよう研修の充実を図ります。また、先ほど述べましたように求められる力の変化を受け、大学入試改革も含め高等教育のあり方が変わろうとしています。こうしたことからこれまで進めてきた矢上高校との連携を一層深めるとともに、小・中・高12年間で育てたい生徒像を石見養護学校も含めた町内の教職員間において明確にし、共有化の下で質の高い学びの力の育成を図られるよう取り組みを進めます。

主な施策について述べます。はじめに学び合い学習の推進についてです。邑南町では、次期学習指導要領で示されています、主体的・対話的な深い学びを先取りした学び合い学習の取り組みを従前から進めてきました。邑南町が進める学び合い学習は、互いを尊重し高め合う関係を育てつつ、質の高い学びの力の育成を目指しています。学級の規模に応じた取り組みや学校を超えた学びの場づくりが工夫されるなど、取り組みが進んできました。これまでのモデル指定方式を継続するとともに転入教員や夏季研修の実施により充実を図り、子どもたちの学びの力の育成に一層努めます。

次に小学校英語学習について述べます。先に述べました学習指導要領の改訂に伴い小学校5・6年生の外国語活動が教科化され外国語となり、そして3・4年生に新たに外国語活動が加わります。邑南町においては、子どもたちが無理なく学べる時間を確保し次の学年に

つないでいくために、5・6年生で年70コマ、3・4年生で35コマの授業を先行実施することとしました。中学校校区ごとの合同学習、地域人材の活用などにより担当教員の負担感を減らすと共に新たに研修の場をつくり指導力の向上に努めます。また、教科化に伴い中学校との連携も課題となってきます。研修の場を活用し連携が図られるよう取り組みを進めていきます。

次にプログラミング学習について述べます。次期学習指導要領では、児童がプログラミングを体験しながら、コンピュータに意図した処理を行わせるために必要な論理的思考力を身につけるための学習活動を計画的に実施すると示されています。本町では、日貫小学校が文科省の小規模校のメリットを生かした研究指定の一環として、ロボットを動かすプログラミング体験に全校児童が取り組んでいます。実際にロボットを動かすこの活動は、子どもたちのプログラミングへの興味・関心を高めています。小学校で行うプログラミング教育のねらいは、コンピュータによるプログラミング体験も伴いながら様々な教科学習の場面にプログラミングの視点を入れることによって、論理的思考力を身につけることにあるとされています。日貫小学校の取り組みの成果を活用するとともに、身につけるべき論理的思考力を明確にしながら教科学習にも取り込んで行けるよう教員研修を実施していきます。また、地域の人材を活用し学校外でもプログラミング体験ができるような場づくりに努めていきます。

次に基礎的読解力の実態把握について述べます。外国語やプログラミング教育など新たな取り組みについて述べてきましたが、大がかりな調査をもとにして、教科書の文章が正確に読み取れない子どもたちの実態が明らかにされました。主語と述語の関係、指示代名詞、二つの違った文章を読み比べ、意味が同じかどうかを判定する力など基礎的読解力が3から4割の小学生や中高生に付いていないという実態です。教科書の文章が正確に読み取れないことによる様々な影響が考えられます。町内においても同様の実態が想定されることから、基礎的読解力を測るテストの受検など実態把握に努め、対策を検討していきます。次に特別支援教育の推進について述べます。全ての子どもたちの学びや成長を保障することを目的として、学習支援員や生活支援員の配置を町単独事業として継続します。また通級指導教室と学校との一層の連携を図るとともに、通級指導教員の専門性向上や人材育成を国・県の事業を活用し進めていきます。また養護学校、石見養護学校との連携を図り、障がい者理解を深めるための出前授業の展開を進めていきます。

次に花まる算数教室について述べます。地域の皆さんや高校生によるボランティア活動に支えられ、小学生対象の算数教室を平成23年度から実施してきました。現在では町内の約25%弱の小学生が参加しています。この教室で利用していた学習プリントが島根県の事業廃止によって来年度以降使うことができなくなります。そこで島根大学との提携により、学習プリント作成も含めより効果的な算数教室のあり方を研究することとしています。次に生涯学習関係の主な施策について述べます。はじめに社会教育の推進について述べます。いま、社会教育には地域コミュニティの維持・活性化に貢献していく役割が求められています。地域の維持・活性化のためには、地域の皆さんが地域の将来像やあり方を共有し、その実現のために解決すべき地域課題とその対応について学習し、その経過を、成果を地域づくりの実践につなげる学び、いわゆる地域課題解決学習の取り組みの推進が求め

られています。県事業の支援を受けながら公民館においてその推進を一層図っていきます。また、すでに町内でも一部、取り組まれていますようにこの大人の地域課題解決学習と学校での子どもたちのふるさと学習との連携・協働は、子どもたちに多様で豊かな学習機会を提供するとともに、子どもたちの生きる力を育む上で重要です。またその活動は地域への愛情や誇りを、愛着や誇りを育むなど子どもたちの成長にもつながることが期待できます。こうしたことから12の公民館がある邑南町だからこそできる、大人と子どもたちとの学びの協働化を推進していきます。

次に東京パラリンピック事前合宿招致活動への取り組みについて述べます。この1月にフィンランドを訪問し、関係者へ再度、事前合宿を邑南町で実施していただきたいこと、また是非、30年度中に事前視察に来町していただきたいとのお願いをして参りました。近々フィンランドから協議の結果が通知されると思います。それらを受けた対応を進めていきます。また、フィンランドの文化などに触れていただくためのフィンランドフェアや公民館や学校への出前講座、そして障害者スポーツへの理解を深めるための学習会も計画的に実施していきます。また今年度初めて実施しました、中高生対象のフィンランド交流派遣事業につきましては、周知活動を十分に行い多くの応募者があるよう努めるとともに、事前研修の内容やスケジュールなどを検討し、効果的な交流となるよう準備を進めていきます。

次に人権・同和教育の推進について述べます。人権の尊重はまちづくり、学校づくりの基本です。人権尊重の町宣言、非核平和の町宣言、男女共同参画推進の町宣言、そして、平成27年に策定しました邑南町人権施策基本方針、また邑南町同和問題啓発・教育基本構想に基づき、すべての人の人権が守られるよう学校や地域と連携しながら取り組みを進めます。平成28年には部落差別解消法、障害者差別解消法が施行されました。企業や団体職員の推進者を対象にし、様々な人権課題の基本となる学びをワークショップ形式で実施しています。今後も町職員や教職員の研修会、また公民館での研修により多くの皆さんの理解が深まるよう一層の取り組みを進めていきます。また、東京パラリンピック合宿招致に向け、障がいのある方への、ある人への一層の理解を深めていくため町民大学や公民館での学習を関係課とも連携し実施していきます。

続いて文化財行政の推進について述べます。平成22年度から実施してきました久喜・大林遺跡調査事業もこの平成29年度をもって完了し、今年度末には調査報告書が完成します。この報告書により、久喜製錬所跡の国史跡への指定手続きに入りたいと考えています。30年度中には結果が分かりますが、国の指定を想定し、活用方法や今後の取り組みについての検討を文化財保護審議会や地元とも協議しながら進めていきます。

次にスポーツ振興について述べます。スポーツ推進委員やノルディックウォーククラブの皆様方の取り組みにより、町民の健康志向が高まってきています。さらなる高まりのために高齢者や障がいのある方への健康づくりとして、軽スポーツの普及やパラリンピック等の選手を招いての研修会や交流会を実施していきます。また、来年度でNECレッドロケッツの本町での合宿が10周年を迎えます。体育協会の皆さんや交流会実施の地元の皆さんの協力を得ながら計画的に準備を進めていきます。

次に、読書活動の推進について述べます。本町において、本館、分館の充実や学校図書館

司書の配置により、読書を通しての子どもたちの生きる力を育む環境は整っていると考えています。さらなる充実を図るため読書ボランティアの育成が急務となっています。絵本の選び方などの研修会を積極的に開催し、子どもと本をつなぐ人材育成を進めていきます。次に施設の改修・修繕や備品の整備について述べます。学校関係では、石見東小学校の大規模改修工事、出羽線のスクールバス車両の購入を計画しています。続いて生涯学習関係です。はじめに施設解体です。公共施設等総合管理計画に基づき、耐久性・安全性等を総合的に判断し、田所体育館、布施地区民プール、瑞穂ハンザケ自然館円の板観察舎ウッドデッキの解体、ウッドデッキを解体の方向で計画しています。施設の改修等です。旧山崎家住宅茅葺き屋根、元気館音響設備とトイレのユニバーサル化、矢上改善センター空調設備の改修を計画しています。また、中野公民館側溝拡張のための設計を計画しています。以上、教育行政の概要について述べました。今後とも議会の皆様をはじめ、町民の皆様方の御理解と御支援をよろしくお願い申し上げます。

- 山中議長(山中康樹)** 以上で、教育方針は終了いたしました。ええ、行政報告の前でございますが、ただ今より暫時休憩をいたします。

(議事中断)

- 山中議長(山中康樹)** 再開をいたします。ええ、行政報告の前でございますが、ただ今より休憩をいたします。再開は、午前10時50分といたします。

—— 午前10時38分 休憩 ——

—— 午前10時52分 再開 ——

- 山中議長(山中康樹)** 再開いたします。ええ、先ほどから執行部から、施政方針についての発言の申出がございました。この発言を許可することに対しまして、ご異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 山中議長(山中康樹)** 異議なしと認めます。それでは、異議なしと認め、町長に発言を許可いたします。

- 石橋町長(石橋良治)** 議長、番外。

- 山中議長(山中康樹)** 石橋町長。

- 石橋町長(石橋良治)** ええ、大変お詫びを申し上げたいと思います。あのお、私の施政方針の中で一部読み上げ原稿が間違っておりまして、皆さん方とお配りした中身とちょっと違っていたということで、大変ご心配を掛けました。で、その間違った項目を全て、私が今から全文を正しい方を読み上げますので聞いていただきたいというふうに思います。あのお、項目は、邑南町健康センター元気館トレーニング室等の業務委託、ここの所で読み上げ原稿が誤っておりました。ええ、それじゃあ、そこの所を最初から申し上げたいと思います。よろしいですか。

ええ、次に、邑南町健康センター元気館トレーニング室等の業務委託について申し上げます。平成17年のオープン以降、直営で運営してきました健康センター元気館のトレーニング室・プール・エアロビクスの運営を、平成30年4月1日から医療法人徳祐会に業務委託することになりました。医療法人徳祐会は、これまでに医療・介護分野で長年邑南町に貢献していただき、専門知識や技術も蓄積しておられます。今後は、その専門技術を

元気館運動施設での指導に活かしていただくことで、これまで行ってきた健康づくりや介護予防の取組がより充実するものと期待しております。この度の委託は施設運営の業務委託であり、これまでに行ってきた健康づくりや介護予防を目的とした運営方針や、施設の使用料については変更ありません。また、各種教室もこれまでどおり開催しますので、多くの皆様のご利用をお願いします。

以上、正しいものを読み上げましたのでよろしくお願いします。

●山中議長(山中康樹) ただ今、町長の施政方針の発言に対しまして、異議はございますか。  
(「異議なし」の声あり)

●山中議長(山中康樹) 異議なしと認めます。

~~~~~○~~~~~

日程第5 行政報告

●山中議長(山中康樹) 日程第5、行政報告。これより、町長に行政報告、及び諸般の報告を行っていただきます。

○石橋町長(石橋良治) 議長、番外。

●山中議長(山中康樹) 石橋町長。

○石橋町長(石橋良治) ええ、第2回邑南町議会定例会の開会にあたり、12月議会定例会以降の行政執行の主なものについて、ご報告いたします。

はじめに、邑南町版まち・ひと・しごと創生総合戦略について申し上げます。邑南町版まち・ひと・しごと創生総合戦略につきましては、本年度も地区別戦略実現事業をはじめとする各種事業に取り組んで参りました。また、本年度は総務省の交付金を受けて地区別戦略を実施する町内12公民館エリアと道の駅瑞穂をつなぐ、道の駅構想づくりも行いました。

次に、道の駅瑞穂再整備構想の進捗状況について申し上げます。道の駅瑞穂再整備につきましては、一般社団法人持続可能な地域社会総合研究所・代表理事の藤山浩氏をコーディネーターとする道の駅瑞穂整備検討委員会により基本構想の策定作業が進められ、2月15日に開催された委員会において、とりまとめが行われたところでございます。この基本構想は、一つ、人に優しい、二つ、邑南町全体をつなぐ、三つ、地域の循環を支える、四つ、1世代、30年を見通す、五つ、地元 roots に根ざす、という五つの柱を基本とし、道の駅と邑南町12地区がつながって広く情報発信を行うことにより交流人口の増加を目指すとともに、町内の交通や物流が今後も持続できる方策も盛り込まれた構想となっています。なお、3月15日に開催される今年度の地区別戦略の成果報告会におきまして、本構想についても報告する予定となっております。今後は、この基本構想実現に向け、町内各地区の取組や関係事業者の皆様と連携し、地元の皆様とも相談を重ね、円滑な事業運営に努めて参ります。

次に、スイメイ・メガソーラー・パーク太陽光発電事業について申し上げます。旧水明カントリークラブで行われる太陽光発電事業は、平成26年に株式会社WBIが開発事業者として計画され、その後、平成29年1月に株式会社DMM. comが開発事業者の地位を譲り受けて計画を進めておられます。現在、敷地工事が行われておりますが、本年3月20日に太陽光発電施設工事の安全祈願祭が行われ、4月より本格的に着工さ

れることとなっております。完成は2年後の平成32年3月で、4月より送電が開始される予定です。業務用地が旧瑞穂町の誘致したゴルフ場であるため、ゴルフ場開発時に開発事業者、地元集落及び旧瑞穂町の3者で締結された基本協定を、太陽光発電事業に対応したものに改訂し、平成29年7月4日にスイメイ・メガソーラー・パークに関する基本協定書を締結いたしました。また、基本協定に基づき災害及び公害の防止に関する協定書も結んでおります。長期の工事となりますが、地域住民の生活や環境に悪影響の無いよう、町としても適切に対応して参ります。

次に、邑南町しごとづくりセンター、いわゆるおおなんBizについて申し上げます。邑南町しごとづくりセンター、おおなんBizは、12月18日から相談業務を開始しております。2月16日までの2ヵ月間に受け付けた相談件数は97件で、飲食店、建設業、農林業など町内の幅広い産業分野から相談を受けています。また、商工会をはじめとした関係機関との連携会議を行うなど、支援体制の強化にも努めております。引き続き、町内事業者や町内で起業を目指す方が、何度でも利用していただけるよう伴走型の支援を続けてまいります。

次に、邑南町版まち・ひと・しごと創生総合戦略について申し上げます。地区別戦略のうち、都市交流推進拠点整備事業による事業提案では、日貫、布施の2地区が採択されました。日貫地区の日貫活性化協議会では、COMET O邑南プロジェクトと題して、空き家を宿泊施設に改修し交流人口、関係人口の拡大を目指す取り組みが進められています。布施地区の銭宝地区戦略実行委員会では、高齢化を逆手に取った定住対策をテーマに、空き家を改修し縁側カフェをオープンさせ、地区内の食材や人材を活かし、地域内交流や来訪者を増やすための取り組みが進められています。平成30年度においても同様の提案事業を予定しておりますので、他地区からの提案に期待すると共に、これまでに採択された4地区の事業展開による交流促進事業に期待しています。3月15日には、田所公民館において、ポスターセッションなどによる全12地区の年度末報告会を開催し、情報共有を図りたいと考えています。

次に、矢上高校の教育振興について申し上げます。平成30年度の矢上高校入学志願者数は、推薦選抜を含めた定員90人に対し、出願者が91人となりました。産業技術科は4年連続、普通科を含めた総数でも3年連続定員を上回る結果となりました。全国的な少子化傾向の中で、高等学校魅力化の取り組みが、島根県以外の都道府県に広がりを見せるなか、先行して取り組んできた矢上高校では、地元中学生に加え、町外・県外の中学生にも魅力的な高校となるよう環境整備や情報発信に努めたことで効果が継続していると考えおります。

次に、三江線代替交通確保の取り組みについて申し上げます。昨年12月22日に、三江線沿線地域公共交通再編実施計画が承認され、車両の整備やバスマップ、時刻表の作成等の準備を進めてまいりました。運行開始となる4月1日には路線開設式を開催し代替交通の運行を開始します。

また、三江線ありがとう月刊スタンプラリーを皮切りに、邑南町三江線ありがとうイベント実行委員会主催による様々なイベントが、三江線運行最終日となる3月31日まで開催されます。鉄道資産活用については、1月16日口羽公民館、1月22日田

所公民館、1月23日中野公民館の3会場で意見聴取会を開き幅広くご意見を頂きました。宇都井駅高架橋等の構造物取得について慎重な対応を求めるご意見を頂いたことから、J R西日本米子支社長に協議期間の延長の申し入れを行い、2月28日付けで同社から平成31年3月末まで協議期間を延長する旨の回答を得ました。一方地元を中心に、道路改良を含めた沿線環境維持や地域振興を求める意見も多数頂いており、江平駅、作木口駅周辺の土地等については、3月中の取得契約締結を目指し協議を続けております。

次に、東光保育園改築事業について申し上げます。本年度から、用地取得、敷地造成を進めておりますが、平成30年度において、社会福祉法人瑞穂福祉会の方で、新園舎の建築工事を実施されます。町としましては、敷地造成工事の実施、建築に対する助成によりこれを支援してまいります。なお、新園舎完成後は、町の所有であります現園舎を町の方で解体いたします。

次に、くるみ邑美園児童部棟の建築について申し上げます。本年4月1日に町からの譲渡後に、社会福祉法人邑智福祉振興会の方で児童部の環境改善をはかるため、児童部棟の建築が予定されております。町としても建築費の助成でこれを支援してまいります。

次に、発達障害啓発週間における役場庁舎のブルーライトアップについて申し上げます。毎年4月2日は、世界自閉症啓発デーとして、また4月2日から8日までは、発達障害啓発週間と定められ、自閉症等の発達障がいについて理解を深めることを目的に様々な啓発活動が展開されます。特に自閉症や発達障がいへの理解と寄り添いのシンボルカラーがブルーであることから、全国的に名所旧跡等をブルーライトアップする活動が広く行われています。邑南町では、期間中の午後6時から午後10時まで、役場本庁舎を青色LEDで照らす計画でございます。

次に、農林業の振興について申し上げます。いよいよ今年産米の生産からは、従来の作付面積配分が変わって農家自身が作付面積を決定するという制度がスタートしました。とは申しまして面積の配分に代わって、今年産からは目安という形で面積を示したので、示しましたので、心配されたような大きな混乱もなく作付の意向調査が進んでおります。2月末時点での邑南町の水稲作付予定面積は1,036.1haとなっており、そのほか飼料用稲、飼料用米作付面積を合わせた面積は69.5haで、概ね昨年までの作付に近い面積を確保できそうだと見込んでおります。主食用米、主食用水稲の作付では、今後の方向性から考えて少しでも価格的に有利なハーフ米の生産拡大を呼びかけてきましたが、思うように面積が伸びておりませんので、今年はJAと協力して集荷対策に特に力を入れて取り組んでいきたいと考えております。

次に、A級グルメ構想の推進についての取り組みでございますが、香木の森公園内の香夢里を昨年12月定例会において、食と農人材育成センターに指定管理する議決をいただきました。その後、4月からのオープンに向けて指定管理者の株式会社雲海との協議を経て、施設内の改装に着手しております。ここを拠点施設として、これまで指摘いただいております、A級グルメを町民のみなさんに実感していただけるものにしていく取り組みを展開していきたいと考えております。

次に、東京農業大学との包括的連携協定調印について報告させていただきます。これまで

東京農業大学と本町との間では、共同研究という形で発酵をテーマとした勉強会や商品開発、本町に固有の酵母菌を分離する取り組みなどを続けてまいりました。こういった取り組みが評価を受け、1月10日、議会から山中議長、清水副議長、日野原委員長のご出席をいただき調印式の運びとなりました。このことにより東京農業大学が持つ幅広い農林業に関する知見や情報を本町の農林業振興に活用させていただけることになり、今後はこれまでに以上に学生のみなさんとの交流が起こるのではないかと期待しているところであります。

次に、1月10日から降り続いた雪による雪害の発生状況と対策について報告いたします。2月末現在で、パイプハウスの倒壊が80棟、被害額は6,211万4,000円。このうち、復旧対策事業の対象となるもの36棟で、復旧に係る補助事業費を本定例会に提出する補正予算に計上しておりますのでよろしくご審議くださいますようお願いいたします。次に建設関係の事業について申し上げます。今年は強い寒気が日本海側を中心に、断続的に流れ込んだことから、邑南町においても1月10日以降度々大雪をもたらすとともに、低温状態が続き、1、2月のアメダス瑞穂観測所における累積降雪量は、過去5年平均の約2.5倍に達しています。倒木による停電や孤立集落の発生のほか、浜田道の通行止めや国道261号など主要な幹線道で渋滞や車の立ち往生が発生するなど、地域生活に多大な影響がありました。町道の除雪費用は2月末時点で、1億5,500万円と過去5年平均の2.3倍になっています。豪雪により町道沿線で発生した倒木処理につきましては、倒木により通行止めとなっていた箇所は、業者に発注を行いまして全て通行可能となっております。通行に支障とならない道路区域内の残材処理、羽須美地域13路線につきましては、先月末に指名競争入札により工事契約を締結しており、出水期までには完了する予定としております。

災害復旧事業についてでございますが、平成29年度は、6月豪雨災害、梅雨前線災害、台風18号災害と3件の国庫補助の対象となる災害が発生しました。3件を合計して申し上げますと、農地・農業用施設災害につきましては、国庫補助災害は46箇所、復旧工事費6,860万円、小災・単独災害は現在測量設計を行っておりまして、概ね71箇所、復旧工事費は3,030万円を見込んでおります。復旧工事につきましては、平成29年度は32件、3,640万円を工事発注し、残り85件6,250万円につきましては関係者と調整を行い、平成30年度事業としております。公共土木施設災害につきましては、補助災害3箇所、復旧工事費1,180万円、単独災害は18件、2,150万円、林道災害につきましては補助災害3箇所、850万円、小災害11箇所、390万円につきましては、全て発注を終えております。島根県が復旧する県道災害につきましては、3箇所、2,600万円、河川災害は9箇所、1億500万円でございます。3月中旬に債務負担の手続きを経て発注作業に入る予定と伺っております。

次に県道改良事業でございますが、平成29年度当初予算に加え新たに補正予算が配分されます。主要地方道浜田作木線他2路線4工区に、総額約2億1,000万円の割当があり、一層の工事進捗が図られるものと期待をしております。

次に、水道施設の雪害対策について申し上げます。1月10日からの大雪により、日貫地区において、漏水及び夜間の使用水量が通常より増加し、日貫の水位が異常低下いたしま

した。このため一部の地域で時間給水制限を行うと共に、日本水道協会を通じ、給水車の派遣を要請し、松江市、出雲市、浜田市の応援を受け、配水池への給水を行いました。その後、漏水対策や異常気象時の監視体制の強化をしておりましたが、度重なる大雪により、町内全域において、配水池低下が続き、一時は断水が発生する危機的な状況となった施設もありましたが、防災無線により、各家庭の漏水確認のお願いや、昼夜問わず、一時断水を伴う漏水調査を行うことにより多くの漏水箇所を発見し、長期にわたる断水を避けることができました。今後も、異常気象時には監視体制を強化し、水道利用者の皆様に安心して安定した水の供給ができるよう施設の維持管理に努めてまいります。

次に、下水道事業について申し上げます。1月17日に島根県と県内13の市町と合同で、地震や集中豪雨等により下水道施設に被害が生じた場合に備え、下水道施設に精通した、公共下水道の処理場は日本下水道事業団と、公共下水道及び農業集落排水の管路については、日本下水道管路管理業協会の2者とそれぞれ災害支援協定を締結しました。このたびの協定は、大規模な災害が発生した場合、被災状況の確認や応急処置など迅速な復旧と被害の最小化のための体制強化が図られるものでございます。

次に学校、教育委員会関係ですが、まず学校教育課の関係について申し上げます。1月27日に、邑南町の良さや課題について小中高生が町に提言をする、おおなんドリーム学びのつどいが、を開催しました。町内の小中学校と矢上高校、石見養護学校高等部の計10グループの発表者と来場者500人が元気館に集い、地域資源を生かした取り組みなどふるさとの活性化につながるアイデアを発表しあいました。また、当日会場では、石見養護学校の高等部の生徒によるフィンランドに関する展示や視覚障害について学ぶクイズやゴールボールミニ体験、合同演奏などが行われました。次に児童、生徒による全国大会参加状況ですが、まず、2月8日から秋田県で開催された第55回全国中学校スキー大会の

やまさき りな

女子スラロームとジャイアントスラロームの部に石見中学校2年生の山 先 李那さんが
ささき
出場されました。また、同じ大会の男子スラロームの部に瑞穂中学校1年生の佐々木

こうた
康汰さんが出場されました。次に、3月29日から31日まで千葉県で開催される第17

おかざき しの

回全国小学生ソフトテニス大会のシングルの部に口羽小学校の岡 崎 嗣乃さんが、ま

ひらさ せいこう みかみ えいた くりはら ゆうせい

たダブルスの部に口羽小学校の平佐 凄 凰さんが、三上 瑛大さん、栗原 悠成さ

いのうえ にな すえだ ねね

ん、井上 仁那さん、阿須那小学校の 末田 寧々さんが出場されます。次に、平成3

うえだ まお

0年度愛鳥週間用ポスター図案全国コンクールに、石見東小学校6年の上田 真央さんの作品が出品され、数多い応募作品の中から全国の小学生の部で見事入選をされました。皆さんのそれぞれの功績をたたえ、今後の活躍を期待いたしております。

次に、生涯学習課関係について申し上げます。平成29年12月19日から26日までの

8日間で実施いたしました、フィンランド共和国交流派遣事業についてでございます。事前に報告書を配布させて頂きましたが、参加者の振り返りから、自分自身や、ふるさとである邑南町のこと、また広く日本の課題等について、フィンランド共和国での体験プログラムを通じて、さまざまな気づきや学びがあったように思います。ぜひ、この新鮮な思いを今後の自分自身の生活や、将来を繋ぐ取り組みに生かしていただければと思います。つづきまして、文化財関係でございます。現在、久喜大林銀山遺跡の調査報告書の最終的な仕上げをしております。今年度中に報告書を完成させ、平成30年度国史跡指定にむけ準備を進めてまいります。つづきまして、邑南町スポーツ大会出場助成金についてです。3月28日から群馬県高崎市で開催されます全国ミニバスケットボール大会に、島根県代表として、島根県予選で優勝されました石見ファイターズ女子チームが出場されます。全国大会での勝利を目指して頑張られるよう、期待をしています。

次に、邑南町発注の公共事業についてでございますが、これは別紙一覧表で発注状況をご報告させていただきますのでそちらをご覧ください。

以上、3月議会定例会にあたりましての行政報告とさせていただきます。

●**山中議長(山中康樹)** 以上で、町長の行政報告及び諸般の報告は終了いたしました。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第6 報告事項

●**山中議長(山中康樹)** 日程第6、報告事項。報告第1号、例月現金出納検査結果報告について。報告第2号、平成29年度定期監査報告について。以上、2件について、それぞれ報告がありました。お手元にその写しを配布しておりますので、ご了承ください。

~~~~~○~~~~~

日程第7 議案の上程、説明、質疑、討論、採決

●**山中議長(山中康樹)** 日程第7、先議といたしまして、議案第6号、人権擁護委員候補者の推薦について、を議題とし、議案の上程、説明、質疑、討論、採決に入ります。提出者からの提案理由の説明を求めます。

○**石橋町長(石橋良治)** 議長、番外。

●**山中議長(山中康樹)** 石橋町長。

○**石橋町長(石橋良治)** 議案第6号の提案理由をご説明申し上げます。人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてでございますが、最近の人権擁護行政をとりまく諸情勢は、幼児、児童に対する虐待やいじめに、体罰など子どもに関する問題、高齢者や障害のある人に関する問題、あるいは夫婦間、親子間の問題など多岐にわたり複雑化しております。こうした地域社会の中であって、人権擁護委員はこれらの諸問題に理解をもって取り組み、気軽に相談に応じ、その解決に熱意を有する候補者を議会の意見を聞いて法務大臣に対し推薦するものでございます。議案第6号において、推薦につき意見を求めようとする高橋雄二氏につきましては、長年町内社会福祉法人に勤務され、また現在は自治会の役員として活動されており、地域の信頼も厚く、人格、見識ともに優れておられることから、酒井隆司氏が任期満了を迎えられるにあたり新たにお願いしたいと思っておりますのでよろしくお願いをいたします。

●**山中議長(山中康樹)** 以上で、提出者の説明は終了いたしました。これより、議案第6号

に対する質疑に入ります。

～～～○～～～

●山中議長(山中康樹) 議案第6号に対する質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●山中議長(山中康樹) 無いようでございますので、議案第6号に対する質疑を終わります。

～～～○～～～

●山中議長(山中康樹) これより、討論、採決に入ります。はじめに、議案第6号に対する討論に入ります。討論は、反対討論から始め、賛成討論、反対討論と交互に行います。議案第6号に対する反対討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●山中議長(山中康樹) 賛成討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●山中議長(山中康樹) 無いようですので、討論を打ち切り、これより採決に入ります。議案第6号の諮問に対して、意見なし、として答申することに賛成の方の挙手を求めます。

●山中議長(山中康樹) はい、全員賛成。したがって、議案第6号、人権擁護委員候補者の推薦につきましては、意見なし、として答申することに決定をいたしました。

～～～～～～～～○～～～～～～～～

日程第8 議案の上程、説明、質疑、討論、採決

●山中議長(山中康樹) 日程第8、続いて先議といたしまして、議案第7号、工事請負契約の締結について、を議題とし、議案の上程、説明、質疑、討論、採決に入ります。提出者から、提案理由の説明を求めます。

○石橋町長(石橋良治) 議長、番外。

●山中議長(山中康樹) 石橋町長。

○石橋町長(石橋良治) 議案第7号の提案理由をご説明申し上げます。議案第7号、工事請負契約の締結についてでございますが、これは平成30年度旧山崎家住宅改修工事にかかる工事請負契約の締結について、議会の議決を求めるものでございます。すでに相手方と仮契約を結んでおりますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。詳細につきましては、生涯学習課長から説明をさせますのでよろしくお願いします。

○大橋生涯学習課長(大橋党) 議長、番外。

●山中議長(山中康樹) 大橋生涯学習課長

○大橋生涯学習課長(大橋党) 議案第7号、工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。工事名は平成30年度旧山崎家住宅改修工事です。工事場所は、邑南町日貫地内でございます。このことにつきまして、平成29年3月議会において、債務負担行為が議決をされました。今年度につきましては、主に耐震のための壁及び柱の補強工事を実施いたしました。平成30年度4月1日以降着工予定分の継続工事につきまして、2月22日に、町内の一般建築工事Aランク業者6社により指名競争入札を実施いたしました結果、石見工業株式会社、代表取締役、小泉賢咲氏が予定価格5,545万3,704円に対しまして、5,500万円で落札され、消費税を加えました、5,940万円の契約金額で、同日に仮契約を締結したところでございます。なお、落札率は99.18%でございます。

主な工事概要は、旧山崎家住宅の茅葺き屋根の葺き替え及び屋根の傾きの修正でございます。以上、地方自治法第96条第1項及び邑南町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条により、本契約は予定価格が5,000万円以上の工事請負であることから、議会の議決を求めるものでございます。よろしくお願いいたします。

- 山中議長(山中康樹)** 以上で、提出者の説明は終了いたしました。これより、議案第7号に対する質疑に入ります。

～～～○～～～

- 山中議長(山中康樹)** 議案第7号に対する質疑はありませんか。

- 亀山議員(亀山和巳)** 議長。

- 山中議長(山中康樹)** 12番、亀山議員。

- 亀山議員(亀山和巳)** ええ、これは過年度、債務負担行為として了解したものではございますが、ええと、これ、山崎邸の改修についての、この工事費の財源について教えてください。国庫補助、それとは起債、一般財源をどの程度つぎ込むのかと。

- 柳川企画財政課長(柳川修司)** 議長、番外。

- 山中議長(山中康樹)** 柳川企画財政課長。

- 柳川企画財政課長(柳川修司)** ええ、あのお、財源につきましては起債を考えております。

- 山中議長(山中康樹)** ほかにはないでしょうか。ありませんか。

(「ありません」の声あり)

- 山中議長(山中康樹)** 無いようでございますので、議案第7号に対する質疑を終わります。

～～～○～～～

- 山中議長(山中康樹)** これより、討論、採決に入ります。はじめに、議案第7号に対する討論に入ります。討論は、反対討論から始め、賛成討論、反対討論と交互に行います。議案第7号に対する反対討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

- 山中議長(山中康樹)** 賛成討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

- 山中議長(山中康樹)** 無いようですので、討論を打ち切り、これより採決に入ります。議案第7号に賛成の方の挙手を求めます。

- 山中議長(山中康樹)** はい、全員賛成。全員賛成、したがって、議案第7号、工事請負契約の締結につきましては、原案のとおり決定をいたしました。

～～～～～～～○～～～～～～～

日程第9 議案の上程、説明

- 山中議長(山中康樹)** 続きまして、日程第9、議案の上程、説明に入ります。議案第8号、指定管理者の指定について。議案第9号、指定管理者の指定について。議案第10号、指定管理者の指定について。議案第11号、指定管理者の指定について。議案第12号、指定管理者の指定について。議案第13号、指定管理者の指定について。議案第14号、指定管理者の指定について。議案第15号、邑南町情報通信施設条例の一部改正について。議案第16号、邑南町国民健康保険税条例の一部改正について。議案第17号、邑南町国民健康保険条例の一部改正について。議案第18号、邑南町後期高齢者医療に関する条例

の一部改正について。議案第19号、邑南町福祉医療費助成条例の一部改正について。議案第20号、邑南町医療福祉従事者確保奨学基金条例の一部改正について。議案第21号、邑南町教職員住宅管理条例の一部改正について。議案第22号、邑南町公民館条例の一部改正について。議案第23号、邑南町文化財保護条例の一部改正について。議案第24号、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の廃止について。議案第25号、邑南町三江線代替交通確保事業推進基金条例の制定について。議案第26号、邑南町過疎地域自立促進計画の一部変更について。議案第27号、邑南町地域保健福祉計画の一部変更について。議案第28号、権利の放棄について。議案第29号、権利の放棄について。議案第30号、町道路線の廃止について。議案第31号、町道路線の認定について。議案第32号、平成29年度邑南町一般会計補正予算第10号について。議案第33号、平成29年度邑南町国民健康保険事業特別会計補正予算第5号について。議案第34号、平成29年度邑南町国民健康保険直営診療所事業特別会計補正予算第4号について。議案第35号、平成29年度邑南町下水道事業特別会計補正予算第5号について。議案第36号、平成29年度邑南町電気通信事業特別会計補正予算第4号について。議案第37号、平成29年度邑南町水道事業会計補正予算第3号について。議案第38号、平成30年度邑南町一般会計予算について。議案第39号、平成30年度邑南町国民健康保険事業特別会計予算について。議案第40号、平成30年度邑南町国民健康保険直営診療所事業特別会計予算について。議案第41号、平成30年度邑南町後期高齢者医療事業特別会計予算について。議案第42号、平成30年度邑南町下水道事業特別会計予算について。議案第43号、平成30年度邑南町電気通信事業特別会計予算について。議案第44号、平成30年度邑南町水道事業会計予算について。以上、37議案を一括上程をいたします。

～～～○～～～

（議案第8号から議案第14号）【指定管理者指定】

●**山中議長(山中康樹)** はじめに、議案第8号から議案第14号まで、提出者からの提案理由の説明を求めます。

○**石橋町長(石橋良治)** 議長、番外。

●**山中議長(山中康樹)** 番外、町長。

○**石橋町長(石橋良治)** 議案第8号から第14号までの提案理由をご説明申し上げます。これは、指定管理者に指定について議会の議決を求めるものでございます。まず、議案第8号、これは羽須美地域にある7つの自治会館などについて、指定管理者を指定するために議決をお願いするものでございます。次に議案第9号は、香木の森公園クラフト館等の指定管理者を一般社団法人邑南町観光協会に指定しようとするものでございます。次に議案第10号は、阿須那公民館戸河内分館の指定管理者を戸河内振興会に指定しようとするものでございます。次に議案第11号は、出羽公民館出羽分館の指定管理者を出羽自治会に指定しようとするものでございます。次に議案第12号は、高原公民館高原分館の指定管理者を高原神楽団に指定しようとするものでございます。次に議案第13号は、市木公民館市木分館の指定管理者を市木自治会に指定しようとするものでございます。次に議案第14号は、雪田伝承の館の指定管理者を雪田神楽団に指定しようとするものでございます。以上、詳細につきましてはそれぞれ担当課長から説明をさせますのでよろしくお願いしま

す。

○三上定住促進課長(三上直樹) 議長、番外。

●山中議長(山中康樹) 三上定住促進課長。

○三上定住促進課長(三上直樹) 議案第8号、指定管理者の指定についてご説明申しあげます。議案書の別紙をご覧ください。これら7件の自治会館の指定期間が平成30年3月31日をもって満了いたします。これらの施設は、農村環境の改善と住民福祉の増進を目的に設置されております。邑南町自治会館、多目的集会所及び農村公園条例並びに同管理運営規則に規定する、指定管理者となる団体の基準を満たす団体としては自治会が最適で、これまでの管理期間においても、善良かつ適正に管理がなされております。よって、引き続き地元自治会を、平成30年4月1日から平成40年3月31日までの10年間、指定管理者に指定しようとするものでございます。以上、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。よろしくお願いいたします。

○種商工観光課長(種文昭) 議長、番外。

●山中議長(山中康樹) 種商工観光課長。

○種商工観光課長(種文昭) 議案第9号、指定管理者の指定についてご説明申しあげます。香木の森公園の指定管理につきましては、現在管理している団体が蓄積した、管理・運営技術や専門的スキルなどの経営資源を活用することによって、施設の設置目的を効果的かつ効率的に達成できることから、指定管理者の選定方法を非公募による指名とし、指定管理者候補を本日提案させていただくものでございます。指定管理者を指定する公の施設でございますが、クラフト館、ハーブガーデン、薬草薬木公園でございます。次に、指定管理者となる団体の名称でございますが、一般社団法人邑南町観光協会、この団体を指定管理者候補として提案させていただきます。指定管理者となる団体の所在は、邑南町矢上7154番地10でございます。指定の期間は、平成30年4月1日から平成35年3月31日の5年間でございます。以上、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。よろしくお願いいたします。

○大橋生涯学習課長(大橋覚) 議長、番外。

●山中議長(山中康樹) 大橋生涯学習課長。

○大橋生涯学習課長(大橋覚) 議案第10号から議案第14号指定管理者の指定について、ご説明申しあげます。これら施設につきましては、指定期間が平成30年3月31日をもって満了いたします。まず、議案第10号、指定管理者の指定についてでございます。阿須那公民館戸河内分館につきましては、引き続き地域の活動の拠点として活用を図っていくため、戸河内振興会を平成30年4月1日より平成33年3月31日までの3年間、引き続き指定管理者に指定しようとするものであります。続きまして、議案第11号、指定管理者の指定についてでございます。出羽公民館出羽分館につきましては、引き続き地域の活動の拠点として幅広く活用を図っていくため、前管理団体加盟の出羽自治会を、平成30年4月1日より平成40年3月31日までの10年間、指定管理者に指定しようとするものであります。続きまして、議案第12号、指定管理者の指定についてでございます。高原公民館高原分館につきましては、引き続き地域の活動の拠点として活用を図っていくため、高原神楽団を平成30年4月1日より平成40年3月31日までの10年間、引き

続き指定管理者に指定しようとするものであります。続きまして、議案第13号、指定管理者の指定についてでございます。市木公民館市木分館につきましては、引き続き地域の活動の拠点として幅広く活用を図っていくため、市木自治会を平成30年4月1日より平成40年3月31日までの10年間、引き続き指定管理者に指定しようとするものであります。続きまして、議案第14号、指定管理者の指定についてでございます。雪田伝承の館につきましては、引き続き地域の文化伝承等の拠点として活用を図っていくため、雪田神楽団を平成30年4月1日より平成40年3月31日までの10年間、引き続き指定管理者に指定しようとするものであります。以上、地方自治法第244条の2第6項の規定によりまして議会の議決を求めるものでございます。よろしくお願いをいたします。

～～～○～～～

（議案第15号から議案第23号）【条例の一部改正】

○石橋町長(石橋良治) 議長、番外。

●山中議長(山中康樹) 石橋町長。

○石橋町長(石橋良治) 議案第15号から議案第23号までの提案理由をご説明申し上げます。議案第15号、邑南町情報通信施設条例の一部改正についてでございますが、これはインターネットサービスを、インターネットサービス改善を行うための料金改定に伴う改正でございます。次に議案第16号、邑南町国民健康保険税条例の一部改正についてでございますが、これは地方税法の改正に伴う改正でございます。次に議案第17号、邑南町国民健康保険条例の一部改正についてでございますが、これは国民健康保険施行令の改正に伴う改正でございます。次に議案第18号、邑南町後期高齢者医療に関する条例の一部改正についてでございますが、これは高齢者の医療の確保に関する法律の改正に伴う改正でございます。次に議案第19号、邑南町福祉医療費助成条例の一部改正についてでございますが、これは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の改正による改正でございます。次に議案第20号、邑南町医療福祉従事者確保奨学基金条例の一部改正についてでございますが、これは新たな国家資格を貸与条件に追加し、併せて基金の増額をするための改正でございます。次に議案第21号、邑南町教職員住宅管理条例の一部改正についてでございますが、これは教職員住宅の住所変更に伴う改正でございます。次に議案第22号、邑南町公民館条例の一部改正についてでございますが、これは旧日和小学校体育館を新たに日和公民館分館に指定するための改正でございます。次に第23号、邑南町文化財保護条例の一部改正についてでございますが、これは文化財保護法の一部改正による改正でございます。以上、詳細につきましては、それぞれの担当課長から説明をさせますのでよろしくお願いします。

○服部総務課長(服部導士) 議長、番外。

●山中議長(山中康樹) 服部総務課長。

○服部総務課長(服部導士) 議案第15号、邑南町情報通信施設条例の一部改正についてご説明いたします。この度の改正は、インターネットの利用環境を改善したことに伴うインターネット利用料を改定、改正するものでございます。なお、今回の改正は、改正文の附則にございますように、施行日を平成30年4月1日とし、平成30年6月利用分から適用することとしております。それでは新旧対照表をご覧ください。まず、一番下の第2条

の表の6、光電変換装置の最後に機器の種類としてカッコ書きで、放送用はV-ONU、通信用はD-ONUを追加しております。次に、4分の3ページをご覧ください、いただき、上から2行目第5号について、現行の再送信を再放送に言葉を変更しております。次に、月額利用料の改正ですが、4分の4ページをご覧ください、現行の上から3段目インターネット接続サービス、光電変換装置1台につき3,600円を、改正後の3段目インターネット接続サービスの標準サービスとして光電変換装置1台につき、612円増額の4,212円。また4段目には、インターネット接続サービスのライトサービス、これは2メガバイトの通信制限を設けた格安プランとして、光電変換装置1台につき468円減額の3,132円に変更しております。以上、邑南町情報通信施設条例の一部改正について地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。よろしくお願いいたします。

○種町民課長(種由美) 議長、番外。

●山中議長(山中康樹) 種町民課長。

○種町民課長(種由美) 議案第16号、邑南町国民健康保険税条例の一部改正について、ご説明申し上げます。このたびの条例の一部改正は、地方税法第703条の4第2項の改正にあわせて行うものでございます。これは、平成30年4月1日から島根県が国保事業の財政運営の責任主体となるため、課税額の定義を改正するものでございます。それでは、新旧対照表でご説明いたしますので、新旧対照表をご覧ください。はじめに、第2条の課税額の規定でございます。第1項でございますが、現行の国民健康保険税の課税額は、基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額の合算としております。改正後では、そのそれぞれの課税額について、島根県の国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に充てるためと定めるものでございます。それぞれにつきまして号を設け、第1号を基礎課税額、第2号を後期高齢者支援金等課税額、第3号、次のページ、2ページになりますが、第3号を介護納付金課税額と定めるものでございます。続いて、第2条第2項、第3項及び第4項の改正でございますが、前の項である第1項に号が新設されましたので、改正後の下線部分でございますが、それぞれ引用箇所を整理したものでございます。また、第4項におきましては現行の欄をご覧くださいと、括弧書きの下線を引いている箇所が削除となっております。これは、改正後の第1項第3号ですすでに説明がされているためでございます。次のページ、3ページ目をご覧ください。第5条の2の改正でございますが、現行の欄で区分とあるのを世帯の区分に改め、第1号の下線部分、括弧書きの国民健康保険法の法律制定年及び法律番号は、改正後の第2条第1項第1号で記載されておりますので削除しております。それでは、条例の改正文の附則にお戻りください。施行期日を平成30年4月1日からとし、適用区分として平成30年度以後の年度分の国保税から適用とし、平成29年度分までについては、従前の例によるものとしております。以上でございます。

続きまして、議案第17号、邑南町国民健康保険条例の一部改正についてご説明申し上げます。この度の改正は、国保事業の財政運営の責任主体が都道府県となることに伴い、条例の整備を行うものでございます。改正文をご覧ください。附則にございますように、施行日を平成30年4月1日としております。それでは、次のページ、新旧対照表でご説明

いたしますので、新旧対照表をご覧ください。目次の第1章及び第2章、第1章第1条、第2章第2条を改正するものでございます。いずれも、邑南町が行う国民健康保険を邑南町が行う国民健康保険の事務に、また、国民健康保険運営協議会を邑南町の国民健康保険事業の運営に関する協議会に改めるものでございます。これは、島根県に国保運営協議会が設置されたことに伴い、市町村の国保事務と区別するためのものでございます。以上でございます。

続きまして、議案第18号、邑南町後期高齢者医療に関する条例の一部改正についてご説明申しあげます。この度の改正は、高齢者の医療の確保に関する法律の改正により、第55条の2が新設されることによるものでございます。これに伴い、住所地特例の規定について、国民健康保険の被保険者が住所地特例の適用を受けて従前の住所地の市町村の被保険者とされているときに、後期高齢者医療制度に加入した場合には、今までは住所地特例の適用から外れていましたが、改正後は引き続き住所地特例の適用を引き継ぐこととなり、従前の住所地の後期高齢者医療広域連合の被保険者となることとなります。それでは、新旧対照表でご説明いたしますので、新旧対照表をご覧ください。下線部分が改正の箇所でございます。第3条第2号でございますが、新設となった条項を括弧書きで加え、その条項が加わったため、現行の同項とあるを引用する条項に改めるものでございます。次の第3条第3号も括弧書きで新設の条項を加えております。続いて、第3条第4号におきましても新設の条項を括弧書きで加えるとともに、引用する条項号に改めるものでございます。次の2ページにかけて規定がございます第3条第5号につきましては、老人保険制度が終了となりますので、新設された第55条の2の規定を引用し全文を改めるものでございます。続いて、第4条でございますが、下線部分の字句を改めております。次に、附則の改正でございますが、平成20年度における被扶養者であった被保険者に係る保険料の徴収の特例の規定でございます。このたび不要となりましたので第3項及び第4項を削除しております。条例の改正文にお戻りください。附則でございますが、施行期日を平成30年4月1日からとし、適用区分として平成30年度分以降の後期高齢者医療被保険者について適用し、平成29年度分までの後期高齢者医療被保険者については、従前の例によるものとしております。以上、3議案につきまして、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。よろしくお願いいたします。

●**山中議長(山中康樹)** 議案の説明の途中でございますが、ここで休憩に入らせていただきます。再開は午後1時15分といたします。

—— 午前12時00分 休憩 ——

—— 午後 1時15分 再開 ——

●**山中議長(山中康樹)** 再開をいたします。

○**沖福祉課長(沖幹雄)** 議長、番外。

●**山中議長(山中康樹)** 沖福祉課長。

○**沖福祉課長(沖幹雄)** 議案第19号、邑南町福祉医療費助成条例の一部改正についてご説明いたします。今回の改正は、条例のなかで引用している法律名を、改正後の正しいものに変更するものでございます。具体的には、新旧対照表をご覧くださいと思います。新旧対照表は条例第2条第3項を掲載しておりますが、その第4号におきまして、現在、

障害者自立支援法となっておりますところを、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に改めるものでございます。条例改正文の方に戻っていただきまして、附則で、施行日は公布の日からとするものでございます。以上、邑南町福祉医療費助成条例の一部改正につきまして、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。よろしくお願いいたします。

○洲濱保健課長(洲濱浩敏) 議長、番外。

●山中議長(山中康樹) 洲濱保健課長。

○洲濱保健課長(洲濱浩敏) 議案第20号、邑南町医療福祉従事者確保奨学基金条例の一部改正についてご説明いたします。平成23年度から、邑南町の医療福祉従事者を確保し、地域医療福祉の充実に資する人材を育成することを目的に、邑南町医療福祉従事者確保奨学基金を設け、奨学金の貸与を行っております。この度の条例の一部改正につきましては、平成30年度以降の奨学金貸与を実施するには、基金が不足するため、基金を増額するものでございます。また、新たな国家資格として、公認心理師が昨年制度化されたので職種の追加をするものです。それでは、新旧対照表をご覧ください。第2条第1項中、基金の額1億4,356万円を、1億7,000万円に改めるものです。次に、第6条第2号中、同法第1条に定める大学を学校教育法第1条に定める大学(大学院においては公認心理師を履修する課程)に改めるものです。次のページ、第8条第1項第3号中、限度とする。の次にただし、公認心理師資格を取得するため大学院へ進学する場合は、貸与期間を延長できるものとする。を加え、同項第4号中、学校を卒業の次に(公認心理師にあつては、資格取得に必要な実務経験(2年間)を終了)を加えるものです。次のページ、別表第1中、大学(医療又は福祉技術を履修する課程)の次に、大学院(公認心理師技能を履修する課程)を加えるものです。次に、別表第2中次のページの、救急救命士の下に公認心理師を新たに加えるものです。条例の改正文にお戻りください。附則でございますが、この条例は、平成30年4月1日から施行すると規定いたしております。以上、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。よろしくお願いいたします。

○日高学校教育課長(日高始) 議長、番外。

●山中議長(山中康樹) 日高学校教育課長。

○日高学校教育課長(日高始) 議案第21号、邑南町教職員住宅管理条例の一部改正についてご説明申し上げます。この度、教職員住宅の住所について確認したところ、4箇所の教職員住宅において変更が必要となったため、教職員住宅管理条例の別表にあります所在地を改めるものでございます。新旧対照表をご覧ください。新旧対照表の2分の1ページ目の現行、住宅名、三日市の所在地の邑南町三日市573番地を、改正後の邑南町三日市573番地1に。2分の2ページに移っていただきまして、現行住宅名、段ノ原の所在地の邑南町原村1172番地2を、邑南町原村1181番地34に。続きまして住宅名、日貫の所在地、邑南町日貫3306番地1を、邑南町日貫3306番地3に。続いて住宅名、森実の所在地、邑南町中野3844番地を、邑南町中野3844番地2にそれぞれ改めようとするものでございます。改正文にお戻りください。改正後の条例は、平成30年4月1日から施行するとしております。以上、邑南町教職員住宅管理条例の一部を改正したい

ので、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。よろしくをお願いいたします。

○大橋生涯学習課長(大橋党) 議長、番外。

●山中議長(山中康樹) 大橋生涯学習課長。

○大橋生涯学習課長(大橋党) 議案第22号、旧日和小学校体育館を新たに指定するための邑南町公民館条例の一部改正についてご説明を申し上げます。まず、あのお、2ページをめくっていただきまして、新旧対照表にてご説明いたします。第4条の表中に日和公民館日和分館を加え、改めるものです。1ページめくっていただきまして、本条例の改正文についてでございます。施行日についてですけど、平成30年4月1日としており、附則に規定しております。現在、この体育館は普通財産として管理をしており、倉庫として使用をしております。この度、地域から地区別戦略事業での学習の場として、また、青少年のためのスポーツ活動の拠点として使用、活用したいとの要望がありました。これら学習・スポーツ活動を含め地域において多目的に利用できる場を設定することで、今後の社会参画や社会貢献活動につながっていくことが期待できます。このことから、邑南町公民館条例の一部改正について、地方自治法第96条第1項の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。続きまして、議案第23号、文化財保護法の改正に伴う、邑南町文化財保護条例の一部改正についてご説明をいたします。2ページをめくっていただきまして、新旧対照表にてご説明いたします。第1条において、自治体の責任について示してあります文化財保護法の条項、第98条第2項が、第182条第2項に改正されたものでございます。1ページめくっていただきまして、本条例の改正文でございます。施行日につきましては公布日としており、附則に規定いたしております。今後、久喜大林銀山遺跡の国史跡指定を目指す上で、それら申請の際、条例整備等が必要であると考えられます。このため、以前文化財保護法の自治体の目的を定める条項がすでに改正になっていたことから、邑南町文化財保護条例の一部改正について、地方自治法第96条第1項の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。併せてよろしくをお願いいたします。

～～～○～～～

(議案第24号)【条例の廃止】

○石橋町長(石橋良治) 議長、番外。

●山中議長(山中康樹) 石橋町長。

○石橋町長(石橋良治) 議案第24号の提案理由をご説明申し上げます。議案第24号、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の廃止についてでございますが、これは公益的法人等への職員派遣期間終了に伴い、条例を廃止するものでございます。詳細につきましては、総務課長から説明させますのでよろしくお願いいたします。

○服部総務課長(服部導士) 議長、番外。

●山中議長(山中康樹) 服部総務課長。

○服部総務課長(服部導士) 議案第24号、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の廃止についてご説明いたします。この度行います条例の廃止は、社会福祉法人邑智福祉振興会と社会福祉法人石見さくら会へ派遣をしておりました職員の派遣が終了いたしましたので行うものでございます。なお、附則にございますように、施行日を平成30年4月1

日としております。以上、公益法人等への職員の派遣に関する条例の廃止について、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。よろしくお願いいたします。

失礼いたしました。少し言葉が違っておったようですので、最初からまた申しあげます。議案第24号、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の廃止についてご説明いたします。この度行います条例の廃止は、社会福祉法人邑智福祉振興会と社会福祉法人石見さくら会へ派遣をしておりました職員の派遣が終了いたしましたので行うものでございます。なお、附則にございますように、施行日を平成30年4月1日としております。以上、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の廃止について、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

～～～○～～～

(議案第25号)【条例の制定】

○石橋町長(石橋良治) 議長、番外。

●山中議長(山中康樹) 石橋町長。

○石橋町長(石橋良治) 議案第25号の提案理由をご説明を申しあげます。議案第25号、邑南町三江線代替交通確保事業推進基金条例の制定についてでございますが、これは三江線代替交通確保事業を推進するための基金条例の制定でございます。詳細につきましては、定住促進課長から説明をさせますのでよろしくお願いいたします。

○三上定住促進課長(三上直樹) 議長、番外。

●山中議長(山中康樹) 三上定住促進課長。

○三上定住促進課長(三上直樹) 議案第25号、邑南町三江線代替交通確保事業推進基金条例の制定についてご説明申しあげます。1ページめくっていただきまして、条例文をご覧ください。この基金の設置目的ですが第1条に規定しております。三江線代替交通を確保する事業推進の財源に充てるために設置するものです。第2条は、積立てに関する規定でございます。基金として積み立てる額は、当年度予算に定めた額としております。第3条では基金の管理について、第4条では運用益金の処理について、第5条では基金の処分について、第6条では委任について規定しております。附則でございますが、施行期日は公布の日からとしております。以上、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。よろしくお願いいたします。

～～～○～～～

(議案第26号から議案第27号)【計画の一部変更】

○石橋町長(石橋良治) 議長、番外。

●山中議長(山中康樹) 石橋町長。

○石橋町長(石橋良治) 議案第26号から議案第27号までの提案理由をご説明申しあげます。まず、議案第26号、邑南町過疎地域自立促進計画の一部変更についてでございますが、これは新規事業の追加に伴う既存計画の変更について議会の議決を求めるものでございます。次に議案第27号、邑南町地域保健福祉計画の一部変更についてでございますが、これは障がい福祉計画の終了により、新たに障がい児福祉計画を盛り込んだ障がい福祉計画の策定及び高齢者福祉計画の変更について、議会の議決を求めるものでございます。

以上、詳細につきましては、それぞれ担当課長から説明をさせていただきますのでよろしくお願い申し上げます。

○柳川企画財政課長(柳川修司) 議長、番外。

●山中議長(山中康樹) 柳川企画財政課長。

○柳川企画財政課長(柳川修司) 議案第26号、邑南町過疎地域自立促進計画の一部変更についてご説明申し上げます。現在の邑南町過疎地域自立促進計画は、平成28年度から平成32年度までの5年間の計画でございますが、このたび、産業の振興及び医療の確保の区分についての事業計画を一部変更いたしたく提案するものでございます。新旧対照表をご覧ください。計画の本文及び事業内容を、平成30年度に着手予定のアユ種苗センター整備事業及び診療所整備事業に即したものとるように変更しております。なお、この計画の変更にあたりましては、過疎地域自立促進特別措置法の規定により、あらかじめ島根県と協議をすることとなっており、協議の結果2月27日付けで異議なしとの回答を得ております。以上、過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。よろしくお願いいたします。

○沖福祉課長(沖幹雄) 議長、番外。

●山中議長(山中康樹) 沖福祉課長。

○沖福祉課長(沖幹雄) 議案第27号、邑南町地域保健福祉計画の一部変更についてご説明いたします。邑南町地域保健福祉計画は、保健福祉に関係したそれぞれの計画を統合した計画でございます。今回の一部変更は、総論及び高齢者福祉計画の変更と、障がい福祉計

しあわせ

画の改定を行おうとするものでございます。議案別紙の邑南町みんな幸福プランをご覧ください。まず、総論でございますが、2ページから6ページの部分につきまして、後ほど説明いたします、障がい福祉計画の改定に伴い、必要な箇所を変更するものでございます。次に高齢者福祉計画の変更でございますが、66ページをご覧ください。3年間の計画であります邑智郡介護保険事業計画の第6期計画が今年度末で切れるため、現在第7期計画が策定中でございますが、それに併せて本町の高齢者福祉計画に掲載しております介護保険のサービス種別の給付状況を更新するものでございます。続いて67ページでございますが、これにつきましても今後3年間の見込みを更新するものでございます。次に障がい福祉計画でございます。115ページをお開きください。障がい福祉計画は今年度末で計画期間の3年が経過しますので、このたび全面改定しようとするものでございます。116ページ中ほどに計画期間が掲載してありますが、新たに第5期障がい福祉計画の計画期間を平成30年4月1日から平成33年3月31日としております。併せてその中に、第1期障がい児福祉計画を盛り込んでおります。これは、児童福祉法の改正により市町村は障がい児福祉計画を定めるものとされたことによるものでございます。117ページから127ページまでは、今後の各種障害福祉サービスの事業見込み量を掲載しております。なお、この数値につきましては、島根県の障がい福祉計画も改定時期であり、整合性を持たせるために3回にわたり県との調整を行っております。以上、邑南町地域保健福祉計画の一部変更について、地方自治法第96条第2項及び邑南町議会基本条例第8条の規定により議会の議決を求めるものでございます。よろしくお願いいたします。

～～～○～～～

(議案第28号から議案第29号) 【権利の放棄】

○石橋町長(石橋良治) 議長、番外。

●山中議長(山中康樹) 石橋町長。

○石橋町長(石橋良治) 議案第28号から議案第29号までの提案理由をご説明申しあげます。まず、議案第28号、権利の放棄についてでございますが、これは債務者の破産手続きにともないテレビ基本チャンネルサービス利用料などの収納が困難であるため、債権の放棄をについて議会の議決を求めるものでございます。次に議案第29号、権利の放棄についてでございますが、これも債務者の破産手続きにともない水道使用料の収納が困難であるため、債権の放棄について議会の議決を求めるものでございます。以上、詳細につきましてはそれぞれ担当課長から説明させますのでよろしくお願いします。

○服部総務課長(服部導士) 議長、番外。

●山中議長(山中康樹) 服部総務課長。

○服部総務課長(服部導士) 議案第28号、権利の放棄についてご説明いたします。1、放棄する債権の内容は、平成28年7月分から平成28年12月分までのテレビ基本チャンネル、インターネット、IP電話利用料。2、放棄する債権額は、3万1,383円。3、債務者は、広島市在住者1名、ひとり。4、放棄の理由、債務者は、平成29年6月23日午後5時より破産手続き開始の決定を広島地方裁判所より受けた。その後、平成29年9月11日、破産財団をもって破産手続きの費用を支弁するのに不足するという理由により破産手続きの廃止、免責許可の決定を広島地方裁判所より受けた。以上、裁判手続きの執行の状況から、町としては事実上、ケーブルテレビ利用料の収納が困難であるため債権の放棄をしようとするものでございます。以上、地方自治法第96条第1項第10号の規定により議会の議決を求めるものでございます。よろしくお願いいたします。

○川中水道課長(川中栄二) 議長、番外。

●山中議長(山中康樹) 川中水道課長。

○川中水道課長(川中栄二) 議案第29号、権利の放棄につきましてご説明申しあげます。放棄する債権の内容は、水道料金で、平成28年9月分から平成29年2月分までの6ヶ月分。放棄する債権額は、12万7,694円。債務者は、広島市在住者1名でございます。放棄の理由といたしましては、債務者は、平成29年6月23日午後5時より破産手続き開始の決定を広島地方裁判所より受け、その後、平成29年9月11日、破産財団をもって破産手続きの費用を支弁するのに不足するという理由により、破産手続き廃止、免責許可の決定を広島地方裁判所より受けております。以上、裁判手続きによる執行の状況から、町としては事実上、水道料金の収納が困難であるため債権の放棄をしようとするものでございます。以上、地方自治法第96条第1項第10号の規定により議会の議決を求めるものでございます。よろしくお願いいたします。

～～～○～～～

(議案第30号から議案第31号) 【町道路線の廃止・認定】

○石橋町長(石橋良治) 議長、番外。

●山中議長(山中康樹) 石橋町長。

○石橋町長(石橋良治) 議案第30号から議案第31号までの提案理由をご説明申し上げます。まず、議案第30号、町道路線の廃止についてでございますが、これはまず町道3路線を廃止しようとするものでございます。次に議案第31号、町道路線の認定についてでございますが、これは新規に4路線を認定しようとするものでございます。以上、詳細につきましては建設課長から説明させますのでよろしくお願いします。

○土崎建設課長(土崎由文) 議長、番外。

●山中議長(山中康樹) 土崎建設課長。

○土崎建設課長(土崎由文) 議案第30号、町道路線の廃止、議案第31号、町道路線の認定についてご説明申し上げます。今回上程致します議案は、道路改良に伴う一部路線の形状変更によるものと、終点を変更するもの、この二つの事由により路線の廃止及び認定の2重の手続きをするものでございます。議案第31号に添付しております1枚目の位置図をご覧ください。町道中ノ原新山線につきましては、図面の下側でございますが、道路改良により起点を新たに主要地方道田所国分線分岐からとしましたので、現行の全線を一旦廃止し、新たに改良区間と他路線との重用区間を含めた、終点までを新規認定するものであります。また、旧道となりました起点部分の町道中野原小林線分岐から新中ノ原新山線接続までの約496mを、新規認定路線 町道中野原線として上程いたします。次に、議案第30号に添付しております2枚目の位置図をご覧ください。3ページ戻っていただきます。図面中央部の一点破線は農道鹿子原高水線でございます、この農道と町道鹿子原線及び町道鹿子原光沢谷線の終点部分がそれぞれ重複しております。現在農道鹿子原高水線は国庫補助の県営農道保全事業を行っておりますので、重複部分を整理し、それぞれの町道終点を鹿子原高水線接続までとするものでございます。議案31号の最後の図面で終点の変更後をご確認いただきたいと思います。以上、3路線の廃止及び4路線の認定について、道路法第8条、及び10条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

～～～○～～～

(議案第32号から議案第37号) 【平成29年度補正予算】

○石橋町長(石橋良治) 議長、番外。

●山中議長(山中康樹) 石橋町長。

○石橋町長(石橋良治) 議案第32号から議案第37号までの提案理由をご説明申し上げます。議案第32号、平成29年度邑南町一般会計補正予算第10号は、歳入歳出それぞれ2億2,383万6,000円を減額するものでございます。議案第33号、平成29年度邑南町国民健康保険事業特別会計補正予算第5号は、歳入歳出それぞれ534万7,000円を減額するものでございます。議案第34号、平成29年度邑南町国民健康保険直営診療所事業特別会計補正予算第4号は、歳入歳出それぞれ1万2,000円を追加するものでございます。議案第35号、平成29年度邑南町下水道事業特別会計補正予算第5号は、歳入歳出それぞれ788万2,000円を減額するものでございます。議案第36号、平成29年度邑南町電気通信事業特別会計補正予算第4号は、歳入歳出それぞれ295万3,000円を追加するものでございます。議案第37号、平成29年度邑南町水道事業会計補正予算第3号は、営業収益の減額、営業費用の減額、国庫補助金の減額を行うものでございます。詳細につきましては、それぞれ担当課長から説明をさせますのでよ

ろしく申し上げます。

○柳川企画財政課長(柳川修司) 議長、番外。

●山中議長(山中康樹) 柳川企画財政課長。

○柳川企画財政課長(柳川修司) 議案第32号、平成29年度邑南町一般会計補正予算第10号についてご説明申しあげます。予算書の1ページをお開きください。第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2億2,383万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を117億5,796万2,000円とするものでございます。詳細につきましては、後ほど事項別明細書の方でご説明申しあげます。以下、第2条で繰越明許費の設定、第3条で地方債の補正がございます。5ページをお開きください。第2表繰越明許費でございます。当初予定しておりました期間での事業実施が困難となった事業等につきまして、翌年度への繰り越しの設定を行うものでございます。金額はそれぞれ限度額でございます。まず、2款総務費1項総務管理費のうち携帯電話等エリア整備事業費でございますが、1月からの大雪により工事の進捗に遅れが出ているため、2,021万5,000円を設定しております。同じく2款総務費1項総務管理費のうち三江線代替交通確保事業でございますが、JR西日本との用地協議において条件面において折り合いがついておらず、バス待合所の建設に遅れが出ているため、344万円を設定しております。続きまして、3款民生費2項児童福祉費の東光保育園改築事業費でございますが、1月からの大雪により工事の進捗に遅れが出ているため、1,305万3,000円を設定しております。続きまして、6款農林水産業費のうち1項農業費の大雪による農業災害復旧特別対策事業費でございますが、1月10日からの大雪による被災農業用施設の復旧事業であり、年度内の完了が困難であるため、1,284万5,000円を設定しております。同じく6款農林水産業費のうち2項林業費でございますが、森林総合・整備機構造林受託事業費は現地へ行くまでの林道の災害復旧工事が遅れたことに伴い、施業に不測の日数を要したため、林道維持費(石見)、林道維持費(瑞穂)及び林道維持費(羽須美)は、大雪による倒木伐採において、土地所有者の確定と交渉に不測の日数を要したため、林地崩壊防止事業費(中野原)は、工事に必要な盛土材の調達に不測の日数を要したため、5事業合わせて3,918万5,000円を設定しております。続きまして、8款土木費2項道路橋りょう費のうち、道路維持費(石見)及び道路維持費(羽須美)は、大雪による倒木伐採に伴う一時仮置き場の土地選定及び所有者の了解を得るため不測の日数を要したため、道路新設改良費(西之原山根線)は、用地買収等において土地所有者との交渉に不測の日数を要したため、道路安全対策事業費(町道小原迫東線)及び道路安全対策事業費(町道青笹線)は、工事の施工条件に関し、地元との調整に不測の日数を要したため、5事業合わせて5,826万1,000円を設定しております。続きまして、12款災害復旧費1項農林水産施設災害復旧費のうち、農地災害復旧費及び農業用施設災害復旧費は、大雪により現地調査に、失礼しました、現地調整に不測の日数を要したため、林道災害復旧費は残土処理場の土地所有者及び工事箇所の隣接土地所有者の了解を得るのに不測の日数を要したため、10事業合わせて5,803万4,000円を設定しております。以上、繰越明許費の設定は24事業で、2億503万3,000円の限度額設定としております。6ページをお開きください。第3表地方債補正でございます。追加分としまして、救急車両整備事業債でございますが、江津邑智消防組合負担金のうち、消防車整備にかかる部分につき適債性が認められたため、1,070万円をこの度追加とするものでございます。続きまして、変更分として、ネットワーク構築事業債は1,170万円減額の2,150万円に。過疎地域自立促進特別事業債いわゆる過疎ソフトでございますけれども、3,410万円減額の2億6,600万円に。ごみ処理施設整備事業債は、290万円増額の1,550万円に。基盤整備促進事業債は、1,580万円減額の

3, 860万円に。道路改良舗装事業債は、10万円減額の5, 880万円に。公営住宅建設事業債は、830万円減額の4, 150万円に。現年発生農地補助災害復旧事業債は、2, 500万円減額の1, 340万円に。現年発生農地小災害復旧事業債は、510万円減額の320万円に。現年発生農業用施設補助災害復旧事業債は、840万円減額の560万円に。現年発生農業用施設小災害復旧事業債は、390万円減額の220万円に。現年発生農業用施設単独災害復旧事業債は、420万円減額の380万円に。現年発生林道補助災害復旧事業債は、420万円減額の370万円に。現年発生林道小災害復旧事業債は、110万円減額の310万円とするもので、変更分合計としましては、1億1, 900万円減額の4億7, 690万円とするものです。これにより、地方債の限度額の合計は、補正前の限度額12億743万1, 000円から1億830万円を減額しまして、10億9, 913万1, 000円とするものでございます。6ページの右側からが予算に関する説明書でございます。表紙をめくっていただきますと事項別明細書となっております。1ページから3ページは総括表となっておりますので説明に合わせてご覧ください。説明の方は4ページからさせていただきます。はじめに、歳入でございます。主なものを説明させていただきます。11款分担金及び負担金1項分担金の6目農林水産業費分担金1節農業費分担金は、事業費の確定に伴う分担金の減で3事業合わせまして1, 287万6, 000円の減額とするものでございます。11目災害復旧費分担金1節農林水産施設災害復旧費分担金も、年度内の事業費の確定に伴う分担金の減で3事業合わせまして1, 215万2, 000円の減額とするものでございます。6ページをお開きください。13款国庫支出金1項国庫負担金の3目民生費国庫負担金2節児童福祉費負担金のうち施設型給付費負担金は、保育所の措置費単価の改正により764万9, 000円の増額とするものでございます。8ページをお開きください。14款県支出金1項県負担金の6目農林水産業費負担金1節地籍調査事業費負担金は、負担金額の確定により2, 273万2, 000円の減額とするものでございます。14款県支出金2項県補助金の2目総務費県補助金1節総務管理費補助金のうち定住促進賃貸住宅建設事業費補助金も、事業費の確定により2, 562万円の減額とするものでございます。同じく2項県補助金の6目農林水産業費県補助金1節農業費補助金のうち農業復旧対策事業費補助金は、先般1月10日からの大雪により倒壊等の被害を受けた農業用生産施設等の復旧に対する補助金の県補助分で、641万5, 000円の増額とするものでございます。同じく1節農業費補助金のうち農地有効利用支援整備事業費補助金は、事業費の確定に伴う県補助金の減で591万円の減額とするものでございます。10ページをお開きください。同じく14款県支出金2項県補助金の11目災害復旧費県補助金1節農林水産施設災害復旧費は、年度内の事業費の確定に伴う県補助金の減で3事業合わせまして2, 858万7, 000円の減額とするものでございます。つづきまして、16款寄附金1項寄附金の1目一般寄附金2節ふるさと寄附金は、寄附の実績に合わせまして1, 500万円の減額とするものでございます。続きまして、17款繰入金2項基金繰入金の1目財政調整基金繰入金1節財政調整基金繰入金でございますが、財源調整のため繰入金を3, 749万5, 000円の減額とするものでございます。12ページをお開きください。17款繰入金2項基金繰入金の14目いこいの村・香木の森基金繰入金1節いこいの村・香木の森基金繰入金でございますが、指定管理施設であります霧の湯等の修繕工事費が確定しましたので、財源となる基金繰入金を500万円の減額とするものでございます。続きまして、19款諸収入4項受託せいで、ええ、失礼しました、4項受託事業収入の1目普通建設事業受託事業収入6節農林水産業費受託事業収入は、受託事業が確定いたしましたので、643万7, 000円の減額とするものでございます。続きまして、19款諸収入5項雑入の2目雑入6節雑入のうち三江線代替交通確保負担金は、JR西日本からの本年度分の負担金額が確定いたしましたので、3, 95

2万9,000円の増額とするものでございます。14ページをお開きください。20款町債1項町債でございますが、先ほど地方債補正でご説明いたしましたので省略をさせていただきます。16ページをお開きください。歳出でございます。主なものを説明させていただきます。今回の補正には、人件費において標準報酬月額確定に伴う共済組合負担金及び退職手当組合普通負担金の確定並びに退職者の確定に伴う退職手当組合特別負担金の補正がございます。以下、人件費補正以外のものについてご説明申し上げます。2款総務費1項総務管理費のうち1目一般管理費の002一般管理費は、ふるさと寄附金の減により、ふるさと基金への積み立て及びふるさと基金による事業を合わせて1,499万2,000円の減額とするものです。6目企画費の005地域コミュニティ再生事業は、当初予算では継続3地区及び新規2地区の計5地区を想定し予算措置しておりましたが、継続分の3地区のみ事業実施となったため574万4,000円の減額とするものです。18ページをお開きください。同じく2款総務費1項総務管理費のうち11目情報政策費の001庁舎管理費は、庁舎IP電話システムの整備事業費が確定したため、1,230万円の減額とするものです。12目生活交通確保対策事業費の021三江線代替交通確保事業は、JR西日本からの本年度分の三江線代替交通確保負担金が確定したこと及びバス購入補助等の代替交通体制の整備事業費が確定したことにより、残余の額を基金へ積み立てるもので、3,952万9,000円の増額とするものでございます。20ページをお開きください。2款総務費4項選挙費のうち4目町議会議員選挙費の001町議会議員選挙費は、本年度実施されました町議会議員選挙の執行経費の精算分で、343万5,000円の減額とするものです。22ページをお開きください。3款民生費1項社会福祉費のうち1目社会福祉総務費の005国民健康保険事業特別会計繰出金は、国民健康保険事業特別会計への繰出金の調整により318万2,000円の減額とするものです。24ページをお開きください。同じく、3款民生費1項社会福祉費の7目介護保険事業費のうち001介護保険事業費は、邑智郡総合事務組合への負担金を410万6,000円の減額とするものです。続きまして、3款民生費2項児童福祉費の2目児童福祉措置費のうち001保育所措置費は、私立保育所運営費及び広域入所運営費委託料の増により、592万1,000円の増額とするものでございます。同じく、2目児童福祉措置費のうち002保育所費は、02第1子保育料軽減事業費は年度内の対象児童が確定したため、04保育所備品整備事業費は事業費が確定したために、合わせて331万2,000円の減額とするものでございます。同じく、2目児童福祉措置費のうち004障害児保育事業費は、事業費の確定により447万2,000円の減額とするものでございます。2枚めくって28ページをお開きください。6款農林水産業費1項農業費の3目農業振興費のうち001邑南町農林総合事業費は、01邑南町農林総合事業費は自営就農開始支援事業等の増減により、04ツキノワグマ被害防止活動費はツキノワグマの出没件数が減となったため、合わせて453万9,000円の減額とするものでございます。30ページをお開きください。同じく、6款農林水産業費1項農業費の3目農業振興費のうち009農地確保・利用支援事業は、事業量が減となったため380万3,000円の減額とするものでございます。同じく、3目農業振興費のうち019大雪による農業災害復旧特別対策事業費は、先般1月10日から大雪により倒壊等の被害を受けた農業生産施設等の復旧に対する補助金で、被害金額から共済金相当額を控除した額を補助対象額とし、その2分の1を補助するもので、1,284万5,000円の増額とするものでございます。なお、歳入でも申し上げましたように、補助金額の2分の1相当額は県補助金を財源としております。続きまして、5目農地費のうち007農地有効利用支援整備事業、011県営中山間地域総合整備事業費及び015県単ため池安全確保事業費につきましては何れも事業費の確定に伴うもので、それぞれ1,182万円、1,500万円及び285万4,000円の減額とするもので

ございます。続きまして、6目農業基盤整備費のうち002県営農道保全事業費も01農道改修事業負担金及び02橋梁耐震補強事業負担金の事業費の確定に伴うもので、合わせて612万3,000円の減額とするものでございます。32ページをお開きください。同じく、6款農林水産業費1項農業費の8目地籍調査事業費のうち001地籍調査費は、県負担金額の確定により事業費を減とするもので、01地籍調査費、03島根県国土調査協会負担金及び04公用車維持費（地籍）を合わせまして、3,146万8,000円の減額とするものでございます。続きまして、6款農林水産業費2項林業費の2目林業振興費のうち002公社造林受託事業費は、受託事業が確定しましたので、643万7,000円の減額とするものでございます。34ページをお開きください。7款商工費1項商工費の2目商工業振興費001農林商工等連携サポートセンター事業費は、地域おこし協力隊の年度内の人員減により1,988万2,000円の減額とするものでございます。3目観光費010いこいの村・霧の湯等管理費は、歳入でも申しあげましたように霧の湯等の修繕工事費が確定いたしましたので、500万円の減額とするものでございます。36ページをお開きください。8款土木費4項住宅費の1目住宅管理費のうち003既設公営住宅ストック改善事業費は、事業完了に伴う精算で、01坂谷団地ストック改善事業費は対象戸数が8戸から7戸になったこと、02三本松団地ストック改善事業費は屋上防水が不要となったことが大きな要因で、2事業合わせまして579万9,000円の減額とするものでございます。38ページをお開きください。同じく、8款土木費4項住宅費の3目住宅政策費のうち002集落振興対策助成事業は、申請件数の減及び補助金額の減により340万円の減額とするものでございます。同じく、3目住宅政策費のうち003賃貸住宅建設補助事業は、当初予算時には世帯用7戸の建設に対して補助の予定としておりましたが、結果としまして1戸の建設のみとなりましたので3,392万円の減額とするものでございます。2枚めくって42ページをお開きください。10款教育費2項小学校費の1目学校管理費のうち001小学校総務費は、学校校務員の雇用形態が任期付短時間勤務職員から任期付職員へ変更となり、支出費目が変更となったため515万8,000円の減額とするものでございます。2枚めくって46ページをお開きください。12款災害復旧費1項農林水産施設災害復旧費の1目農地災害復旧費、2目農業用施設災害復旧費及び3目林道災害復旧費は、年度内の事業費の確定に伴う減額でございます。以上、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。よろしく願いいたします。

○種町民課長(種由美) 議長、番外。

●山中議長(山中康樹) 種町民課長。

○種町民課長(種由美) 議案第33号、平成29年度邑南町国民健康保険事業特別会計補正予算第5号についてご説明申し上げます。予算書の1ページをお開きください。歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出それぞれ534万7,000円を減額し、総額を歳入歳出それぞれ17億1,787万円とするものでございます。詳細につきましては、予算に関する説明書の事項別明細書4ページをお開きください。はじめに、歳入でございます。9款の繰入金でございますが、1項基金繰入金につきましては、12月補正で取り崩しました基金の一部216万5,000円を戻し、2項の他会計繰入金につきましては、各種繰入金の決定に伴い、318万2,000円を減額しております。次に、6ページをお開きください。歳出でございます。1款の総務費、1項の総務管理費でございますが、邑智郡総合事務組合負担金の情報システム課分につきましては、このたび関係する事業間で負担金の調整を行いました結果、国保事業分を582万7,000円減額するものでござ

います。職員給与費の変更分と合わせまして５８４万１，０００円減額でございます。次の、９款、諸支出金の償還金につきましては、平成２８年度分の国保特定健診や保健指導の実績に基づき、国庫負担金及び県負担金の返還金として、４９万４，０００円の増額でございます。以上でございます。

続きまして、議案第３４号、平成２９年度邑南町国民健康保険直営診療所事業特別会計補正予算第４号についてご説明申し上げます。予算書の１ページをお開きください。歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出それぞれ１万２，０００円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ５，９３４万５，０００円とするものでございます。詳細につきましては、予算に関する説明書の事項別明細書、４ページをお開きください。はじめに歳入でございます。４款、繰入金の２項他会計繰入金でございますが、阿須那診療所運営費補てん分を１万２，０００円増額しております。次に、６ページをお開きください。歳出でございます。１款、総務費の１項施設管理費でございますが、職員手当等の変更により１万２，０００円増額しております。以上、２議案につきまして地方自治法第９６条第１項の規定により議会の議決を求めるものでございます。よろしくお願いいたします。

○川中水道課長(川中栄二) 議長、番外。

●山中議長(山中康樹) 川中水道課長。

○川中水道課長(川中栄二) 議案第３５号、平成２９年度邑南町下水道事業特別会計補正予算第５号につきましてご説明申し上げます。予算書の１ページをお開きください。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ７８８万２，０００円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ８億５，５４４万２，０００円とするものでございます。主な補正につきまして、ご説明申し上げます。予算に関する説明書の事項別明細書４ページをお開きください。歳入でございますが、１款１項分担金は生活排水処理事業費分担金が４０万円の増額、農業集落排水事業費分担金が８０万円の増額、下水道事業費分担金が１１０万円の増額でございます。これは、それぞれ下水道加入分担金の増額でございます。６款２項他会計繰入金は一般会計繰入金を２８１万５，０００円の減額でございます。８款１項雑入は県道改良工事に伴う移転補償費で改良工事が延期となったため７３６万７，０００円減額しております。６ページをお開きください。歳出でございますが、１款１項清掃費、２款１項農業費、３款１項下水道費でそれぞれ職員給与費の補正をしております。また、２款１項農業費で先ほど歳入で申しあげました県道改良工事の延期に伴い、移転補償工事費を８１４万８，０００円減額しております。以上、地方自治法第９６条第１項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。よろしくお願いいたします。

○服部総務課長(服部導士) 議長、番外。

●山中議長(山中康樹) 服部総務課長。

○服部総務課長(服部導士) 議案第３６号、平成２９年度邑南町電気通信事業特別会計補正予算第４号についてご説明いたします。予算書の１ページをお開きください。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ２９５万３，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ４億８，２８７万３，０００円とするものでございます。詳細につきましては、事項別明細書の４ページ、５ページをお開きください。この度の補正は、各事業の確定により、修正を行っております。まず、歳入でございますが、１款の分担金及び負担金

は、施設加入負担金、引込工事費負担金それぞれの実績により126万7,000円の増額でございます。2款の使用料及び手数料の情報通信施設使用料は、インターネット利用料とNHK受信料が利用者の増、IP電話使用料はIP電話を経由した一般回線電話の使用料が減少したことにより、全体で30万円の減額、過年度分情報通信施設使用料は全体で39万6,000円の増額でございます。6款の繰入金は、財源調整として159万円の増額でございます。次に、6ページ、7ページをお開きいただき歳出でございます。1款の総務費は、説明欄の006サービス業務費はIP電話使用料の減少による190万円の減額、009団体一括徴収NHK受信料支払費は歳入と同額の42万7,000円の増額、017おおなんケーブルテレビ業務委託費は緊急的な補修等により279万3,000円の増額でございます。3款の基金積立金は、施設加入負担金とインターネット利用料分として163万3,000円の増額でございます。以上、平成29年度邑南町電気通信事業特別会計補正予算第4号につきまして、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。よろしくお願いいたします。

○川中水道課長(川中栄二) 議長、番外。

●山中議長(山中康樹) 川中水道課長。

○川中水道課長(川中栄二) 議案第37号、平成29年度邑南町水道事業会計補正予算第3号についてご説明申し上げます。予算書の1ページをお開きください。今回の補正は、営業収益の減額、営業費用の減額、国庫補助金の減額を行うものでございます。第2条におきまして、収益的収入及び支出の補正を定めております。営業収益につきまして、730万4,000円減額し、その計を2億2,570万5,000円とするものでございます。営業費用につきまして、503万2,000円減額し、その計を4億506万7,000円とするものでございます。次に、第3条で資本的収入の補正を定めております。国庫補助金の調整で、7万2,000円減額し、その計を3,809万2,000円とするものでございます。また、この補正に伴いまして、予算第4条本文かつ書き中の資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額を改めるものでございます。次に、第4条で議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正につきまして、職員給与費を167万4,000円減額し、その計を7,187万7,000円とするものでございます。続きまして、補正の詳細につきましてご説明いたします。邑南町水道事業会計補正予算に関する説明書の1ページをご覧ください。収益的収入でございますが、営業収益で、水道料金を収入実績に基づき500万円の減額、県道改良に伴う移転補償費を工事が延期になったことにより287万7,000円の減額、水道加入金を加入実績に基づき57万3,000円増額しております。次に、収益的支出でございますが、営業費用の1目原水及び浄水費、2目配水及び給水費、4目総係費は、人件費の補正で合わせて167万4,000円の減額でございます。3目受託工事費は先ほど収入で申しあげました県道改良工事の延期に伴う移転工事費の335万8,000円の減額でございます。次に資本的収入でございますが、国庫補助金の精算に伴う7万2,000円の減額でございます。2ページをご覧ください。2ページ以降は予算に関する説明書として、予定キャッシュ・フロー計算書等を添付しておりますのでご参照いただきたいと思います。以上、地方公営企業法第24条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。よろしくお願いいたします。

●山中議長(山中康樹) 議案の説明の途中でございますが、ここで休憩に入らせていただきます。再開は午後２時４０分とさせていただきます。

—— 午後 ２時２２分 休憩 ——

—— 午後 ２時４０分 再開 ——

～～～○～～～

(議案第38号から議案第44号)【平成30年度予算】

●山中議長(山中康樹) 再開をいたします。

○石橋町長(石橋良治) 議長、番外。

●山中議長(山中康樹) 石橋町長。

○石橋町長(石橋良治) 議案第38号から議案第44号までの提案理由をご説明申し上げます。議案第38号、平成30年度邑南町一般会計予算は、歳入歳出それぞれ114億4,800万円とするものでございます。議案第39号、平成30年度邑南町国民健康保険事業特別会計予算は、歳入歳出それぞれ14億100万円とするものでございます。議案第40号、平成30年度邑南町国民健康保険直営診療所事業特別会計予算は、歳入歳出それぞれ6,500万円とするものでございます。議案第41号、平成30年度邑南町後期高齢者医療事業特別会計予算は、歳入歳出それぞれ3億6,200万円とするものでございます。議案第42号、平成30年度邑南町下水道事業特別会計予算は、歳入歳出それぞれ9億1,400万円とするものでございます。議案第43号、平成30年度邑南町電気通信事業特別会計予算は、歳入歳出それぞれ4億6,300万円とするものでございます。議案第44号、平成30年度邑南町水道事業会計予算は、収益的収入及び支出については、収入総額4億1,113万円2,000円、支出総額4億6,268万8,000円を見込計上し、資本的収入及び支出については、収入総額3億4,414万4,000円、支出総額4億9,887万8,000円を見込計上し、収入不足額1億5,473万4,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、過年度分損益勘定留保資金及び当年度分損益勘定留保資金により補填することとしたところであります。詳細につきましては、それぞれ担当課長から説明をさせますのでよろしくお願いします。

○柳川企画財政課長(柳川修司) 議長、番外。

●山中議長(山中康樹) 柳川企画財政課長。

○柳川企画財政課長(柳川修司) 議案第38号、平成30年度邑南町一般会計予算についてご説明申し上げます。予算書の1ページをお開きください。第1条、歳入歳出予算の総額でございますが、歳入歳出それぞれ114億4,800万円と定めるものでございます。対前年度4億500万円の増額でございます。第2項、歳入歳出予算の区分及び金額につきましては、後ほど事項別明細書でご説明申し上げます。第2条、債務負担行為第3条、地方債、これも後ほどご説明申し上げます。第4条、一時借入金でございますが、限度額を20億円としております。第5条、歳出予算の流用でございますが、議決費目であります款及び項を超える流用につきましては、人件費のみ同一款内での流用を認めることとしております。次に、ページめくっていただきまして、7ページをお開きください。第2表債務負担行為でございます。防災無線更新事業費を平成30年度から平成32年度にかけて、事業に必要とする額の範囲で設定するものと、県知事及び県議会議員選挙費を平成30年度から平成31年度にかけて、400万円の範囲で設定するものでございます。8ページをお開きください。第3表地方債でございます。自治会館整備事業債410万円は、

自治会館の整備に充てるものでございます。過疎地域自立促進特別事業債、いわゆる過疎ソフトでございますが、44事業に充てるため3億3,700万円を計上しております。おおなんネット基幹システム改修事業債3,610万円は、おおなんネット基幹システム改修事業に充てるものでございます。まちづくり整備事業債1,000万円は、公共用地の取得に充てるものでございます。議場整備、失礼しました議場設備整備事業債1,470万円は、議場の音響設備改修事業に充てるものでございます。老人福祉施設整備事業債380万円は、旧桃源の家納骨堂の移転に充てるものでございます。障害者福祉施設整備事業債2,900万円は、くるみ邑美園児童部棟開設事業に充てるものでございます。東光保育園改築事業債1億880万円は、東光保育園改築事業に充てるものでございます。ごみ処理施設整備事業債8,370万円は、邑智クリーンセンターの整備事業の負担金に充てるものでございます。基盤整備促進事業債6,950万円は、農業基盤整備促進事業費及び農道改修事業費などに充てるものでございます。県営林道整備事業債1,000万円は、県営林道三坂小林線の負担金に充てるものでございます。アユ種苗センター整備事業債720万円は、江川漁協アユ種苗センター整備事業に充てるものでございます。観光施設整備事業債1,990万円は、香木の森公園香夢里改修事業に充てるものでございます。道路改良舗装事業債5,530万円は、町道石見中央線外7路線の改良及び橋りょう長寿命化事業に充てるものでございます。除雪機駐機場整備事業債640万円は、除雪機駐機場整備事業に充てるものでございます。公営住宅建設事業債5,020万円は、既設公営住宅ストック改善事業及び特定公共賃貸住宅建設事業に充てるものでございます。消防施設整備事業債1,440万円は、防火水槽設置事業に充てるものでございます。消防車両整備事業債1,350万円は、消防団に配備しております消防積載車の更新に充てるものでございます。スクールバス整備事業債810万円は、スクールバスの車両整備事業に充てるものでございます。給食センター整備事業債470万円は、給食センターの備品整備に充てるものでございます。学校施設整備事業債9,720万円は、石見東小学校改修事業に充てるものでございます。社会教育施設改修事業債2,170万円は、社会教育施設の改修及び解体に充てるものでございます。文化財保全事業債6,250万円は、旧山崎家住宅の改修事業に充てるものでございます。9ページをご覧ください。過年発生農地補助災害復旧事業債150万円は、平成29年度に発生いたしました農地補助災害復旧事業に充てるものでございます。過年発生農地小災害復旧事業債700万円は、平成29年度に発生いたしました農地小災害復旧事業に充てるものでございます。過年発生農業用施設補助災害復旧事業債30万円は、平成29年度に発生いたしました農業用施設補助災害復旧事業に充てるものでございます。過年発生農業用施設小災害復旧事業債440万円は、平成29年度に発生いたしました農業用施設小災害復旧事業に充てるものでございます。過年発生農業用施設単独災害復旧事業債1,130万円は、平成29年度に発生いたしました農業用施設単独災害復旧事業に充てるものでございます。最後に、臨時財政対策債2億8,175万8,000円でございます。合計いたしまして13億7,405万8,000円で、対前年度3億2,683万4,000円の増でございます。

次のページから予算に関する説明書でございます。1ページから3ページは総括表となっております。説明は4ページからさせていただきます。4ページをお開きください。まず歳入でございます。主なもののみ説明させていただきます。1款の町税でございますが、費目によって増減がございます。6ページ5項入湯税まで全体では対前年度で440万3,000円の減と見込んでおります。2款の地方譲与税から10ページの8款地方特例交付金までは国の地方財政計画などを参考に予算計上をしております。10ページをお開きください。9款地方交付税でございます。地方交付税全体では、対前年度1億8,529万8,000円減の60億7,409万6,000円を計上しております。この内、普通

交付税につきましては、国の地方財政計画及び県の資料により算定しております。合併特例措置の漸減などにより、前年度に比べ4.0%減の54億438万1,000円を見込んでおります。一方、特別交付税は前年度に比べ6.3%増の6億6,971万5,000円を見込んでおります。16ページをお開きください。13款国庫支出金1項国庫負担金でございますが、3目民生費国庫負担金の18ページをお開きください。2節児童福祉費負担金は施設型給付費負担金の増などにより、国庫負担金の計は対前年度7,296万6,000円増の5億3,094万6,000円を計上しております。13款国庫支出金2項国庫補助金でございますが、3目民生費国庫補助金は、保育所等整備交付金の増などにより9,330万8,000円増の1億2,260万円となっております。20ページをお開きください。国庫補助金の計は、対前年度8,608万8,000円増の3億3,794万1,000円を計上しております。22ページをお開きください。14款県支出金1項県負担金でございますが、3目民生費県負担金の2節児童福祉費負担金も国庫負担金と同じく、施設型給付費負担金の増などにより、県負担金の計は対前年度3,003万3,000円増の3億6,539万8,000円を計上しております。14款県支出金2項県補助金でございますが、2目総務費県補助金は、携帯電話等エリア整備事業補助金の減などにより、1,367万6,000円の減。24ページをお開きください。6目農林水産業費県補助金は、1,749万5,000円の増の4億1,031万5,000円を計上しております。主な要因といたしましては、1節農業費補助金の26ページをお開きください。右ページ説明欄の上から3つめの畜産クラスター事業補助金2,400万4,000円の増によるものでございます。また、11目災害復旧費県補助金は、平成29年度に発生した災害復旧事業にかかる補助金ですが、当初予算ベースで比較しますと平成30年度は3,042万4,000円の皆増となっております。これらにより、県補助金の計は対前年度3,814万1,000円増の5億7,490万6,000円を計上しております。32ページをお開きください。16款寄附金1項寄附金でございますが、1目一般寄附金のうち2節ふるさと寄附金を対前年度で半分の2,000万円とし、計で2,000万6,000円の計上でございます。17款繰入金2項基金繰入金でございますが、2目減債基金繰入金につきましては、これまでに、5億円を超える起債事業の償還の一部に充てるために基金に積み立てていたものの内8,790万2,000円を繰り入れるものでございます。34ページをお開きください。20目健康センター基金繰入金は、健康センター元気館の改修に充てるため876万9,000円計上しております。なお、項目としてはあがっておりませんが、財源調整のため財政調整基金からの繰入金は計上しておりません。基金繰入金の合計額でございますが、対前年度3,035万7,000円増の1億4,945万円を計上しております。42ページをお開きください。20款町債1項町債でございますが、第3表地方債で説明させていただきましたので省略させていただきます。

46ページをお開きください。歳出でございます。歳出につきましても主なもののみ説明させていただきます。1款議会費でございます。9,920万円を計上しております。2款総務費1項総務管理費の1目一般管理費でございますが、対前年度4,841万4,000円増の5億5,249万7,000円となっております。主なものとしましては、右ページの説明欄、001職員給与費が6,900万5,000円の増、002一般管理費が2,465万円の減で、一般管理費の減の主な要因は、48ページをお開きください。同じく右ページの説明欄、17ふるさと基金管理費が891万4,000円の減及び18ふるさと基金事業費が1,107万8,000円の減となったためでございます。52ページをお開きください。5目財産管理費でございます。対前年度2,411万2,000円増の7,123万5,000円となっております。主な要因は54ページをお開きくだ

さい。右ページの説明欄、02町民ロビーキッズスペース設置事業費の101万3,000円の増及び03議場音響設備整備事業費の1,476万8,000円の増などがございます。6目企画費でございますが、対前年度685万4,000円減の1億2,117万8,000円となっております。主な要因は、右ページの説明欄の一番下、005地域コミュニティ再生事業が768万円の減及び56ページをお開きください。右ページの説明欄、016まち・ひと・しごと創生総合戦略事業費が1,553万7,000円の減となった一方で、58ページをお開きください。右ページの説明欄、020道の駅瑞穂整備事業が1,844万9,000円の増となったためでございます。62ページをお開きください。11目情報政策費でございますが、対前年度2,773万6,000円減の2億2,642万9,000円となっております。主な要因は、平成29年度に行いました庁舎IP電話システム整備事業費が3,500万円の減及び携帯電話等エリア整備事業費が2,681万円の減となった一方で、右ページの説明欄、009おおなんネット基幹システム改修事業費は職員が通常利用するシステムを更新するほか、一部端末のセキュリティ強化を図るもので、3,800万円の増額となったためでございます。12目生活交通確保対策事業費でございますが、対前年度919万7,000円増の1億220万円となっております。主な要因は、平成29年度に行いました矢上駅改修整備事業費が1,920万円減となった一方で、64ページをお開きください。右ページの説明欄、027邑南町地域公共交通網形成計画策定費で730万6,000円の増、028町営バス宇都井口羽線運行事業費で1,355万9,000円の増、029町営バス江平上ヶ畑区域及び引城区域運行事業費が467万円の増となったためでございます。70ページをお開きください。2款総務費4項選挙費の5目県知事及び県議会議員選挙費でございますが、平成31年4月に執行予定の県知事及び県議会議員選挙の準備経費540万8,000円を計上しております。74ページをお開きください。3款民生費1項社会福祉費の1目社会福祉総務費でございますが、対前年度5,582万6,000円減の3億4,893万8,000円となっております。主な要因は、右ページの説明欄、001社会福祉総務費のうち07邑智郡総合事務組合負担金（情報システム課）及び002職員給与費の減のほか、76ページをお開きください。同じく右ページの説明欄、005国民健康保険事業特別会計繰出金が1,800万円の減となったためでございます。2目社会福祉施設費でございますが、対前年度1,495万4,000円増の3,295万2,000円となっております。主な要因は、くるみ邑美園の指定管理委託料が1,475万4,000円の減となった一方で、右ページの説明欄、019くるみ邑美園児童部棟開設事業費が2,900万円の増となったためでございます。3目老人福祉費でございますが、対前年度1,548万8,000円減の2億8,857万4,000円となっております。主な要因は、右ページの説明欄、003後期高齢者医療事業特別会計繰出金が1,235万7,000円の減となったためでございます。80ページをお開きください。6目障害者福祉費でございますが、対前年度1,650万3,000円増の4億2,770万1,000円となっております。主な要因は、82ページをお開きください。右ページの説明欄、008介護給付費が2,223万9,000円の増となったためでございます。7目介護保険事業費でございますが、7,739万8,000円減の3億5,267万5,000円となっております。主な要因は、84ページをお開きください。8目地域支援事業費が、対前年度9,654万6,000円の増となっておりますが、こちらに予算が移行したことによるものです。88ページをお開きください。3款民生費2項児童福祉費の2目児童福祉措置費でございますが、対前年度2,581万円減の5億9,791万5,000円となっております。主な要因は、平成29年度に行いました保育所備品整備事業費が991万3,000円の減、右ページの説明欄、001保育所措置費が1,278万5,000円の減となったため

ございます。3目児童福祉施設費でございますが、対前年度1億6,276万6,000円増の2億204万6,000円となっております。主な要因は、平成29年度に行いましたいわみ西保育所空調設備事業費が3,928万円の減となった一方、右ページの説明欄、005東光保育園改築事業費が2億204万6,000円の増となったためでございます。92ページをお開きください。4款衛生費1項保健衛生費の1目保健衛生総務費でございますが、対前年度3,731万2,000円増の5億4,760万7,000円となっております。主な要因は、邑智郡総合事務組合負担金及び職員給与費の増のほかに、右ページの説明欄、004上水道事業会計繰出金が1,329万円の増となったためでございます。94ページをお開きください。3目老人保健費でございますが、対前年度1,76万4,000円増の3,858万7,000円となっております。主な要因は、96ページをお開きください。右ページの説明欄、005元気館管理・運営費のうち01元気館管理・運営費で元気館運動施設管理運営業務の委託料が1,620万円の増となったためでございます。98ページをお開きください。8目病院費でございます。対前年度1,844万5,000円減の2億9,315万4,000円となっております。100ページをお開きください。4款衛生費2項清掃費の1目廃棄物処理費でございますが、対前年度2,944万1,000円増の3億3,638万3,000円となっております。主な要因は、右ページの説明欄、001廃棄物処理費のうち02邑智郡総合事務組合負担金(し尿・ごみ処理)が1,784万4,000円減の一方、002ごみ処理施設整備事業費が4,727万9,000円の増となったためでございます。102ページをお開きください。6款農林水産業費1項農業費の3目農業振興費でございますが、対前年度2,012万8,000円減の5億531万2,000円となっております。主な要因は、001邑南町農林総合事業費のうち01邑南町農林総合事業費が1,332万4,000円の減となったためでございます。106ページをお開きください。4目畜産業費でございますが、対前年度2,336万2,000円増の2,584万9,000円となっております。主な要因は、右ページの説明欄、008畜産クラスター事業費が2,400万4,000円の増となったためでございます。5目農地費でございますが、対前年度1,274万4,000円減の3億8,963万5,000円となっております。主な要因は、108ページをお開きください。右ページの説明欄、011県営中山間地域総合整備事業費が3,351万円の減となったためでございます。110ページをお開きください。8目地籍調査事業費でございますが、対前年度1,047万3,000円減の1億4,747万5,000円となっております。主な要因は、右ページの説明欄、001地籍調査費のうち01地籍調査費が1,158万4,000円の減となったためでございます。116ページをお開きください。7款商工費1項商工費の2目商工業振興費でございますが、対前年度1,723万6,000円減の1億618万円となっております。主な要因は、右ページの説明欄、001農林商工等連携サポートセンター事業費のうち01農林商工等連携サポートセンター事業費が1,677万1,000円の減となったためでございます。118ページをお開きください。3目観光費でございますが、対前年度2,006万円増の1億1,365万6,000円となっております。主な要因は、122ページをお開きください。右ページの説明欄、上段の表の一番下084香木の森公園香夢里改修事業費が1,998万1,000円の増となったためでございます。124ページをお開きください。8款土木費1項土木管理費の3目下水道費でございますが、対前年度1,135万円増の1億7,545万1,000円となっております。主な要因は、右ページの説明欄、001下水道事業特別会計繰出金(特定環境保全公共下水道)が1,135万円の増となったためでございます。126ページをお開きください。8款土木費2項道路橋りょう費の3目道路新設改良費でございますが、対前年度367万2,000円減の1億6,475万4,000

0円となっております。平成30年度は、道路8路線の改良及び除雪機駐機場の整備事業を行うこととしております。128ページをお開きください。5目橋りょう新設改良費でございますが、対前年度2,008万7,000円増の3,035万7,000円となっております。主な要因は、右ページの説明欄、001橋りょう長寿命化事業費が2,021万2,000円の増となったためでございます。130ページをお開きください。8款土木費4項住宅費の1目住宅管理費でございますが、対前年度3,596万4,000円減の4,762万1,000円となっております。主な要因は、右ページの説明欄、003既設公営住宅ストック改善事業費が3,291万7,000円の減となったためでございます。132ページをお開きください。2目住宅建設費でございますが、対前年度4,288万4,000円増の1億412万8,000円となっております。主な要因は、平成29年度に行いました順庵原住宅の建設費が5,613万2,000円の減となった一方で、右ページの説明欄、002特公賃住宅建設費（特公賃森実住宅）が4,645万2,000円の増、008特公賃住宅建設費（中組住宅）が5,256万4,000円の増となったためでございます。3目住宅政策費でございますが、対前年度で1,265万3,000円増の7,445万6,000円となっております。主な要因は、右ページの説明欄、003賃貸住宅建設補助事業が1,271万円の増となったためでございます。134ページをお開きください。9款消防費1項消防費の3目消防設備費でございますが、対前年度1,098万8,000円減の3,748万1,000円となっております。主な要因は、136ページをお開きください。右ページの説明欄、006消防車整備費が1,356万4,000円の減となったためです。138ページをお開きください。10款教育費1項教育総務費の2目事務局費でございますが、対前年度1,048万9,000円増の1億470万9,000円となっております。主な要因は、職員給与費の増でございます。140ページをお開きください。3目スクールバス運営費でございますが、対前年度1,164万1,000円増の8,737万3,000円となっております。主な要因は、右ページの説明欄、002スクールバス車両整備事業費が1,200万円の増となったためでございます。146ページをお開きください。10款教育費2項小学校費の3目学校建設費でございます。対前年度2,712万8,000円増の1億542万8,000円となっております。主な要因は、右ページの説明欄、001石見東小学校改修事業費が2,712万8,000円の増となったためでございます。150ページをお開きください。10款教育費4項社会教育費の1目社会教育総務費でございますが、対前年度1,846万6,000円増の1億1,780万6,000円となっております。主な要因は、職員給与費の増でございます。152ページをお開きください。2目公民館費でございますが、対前年度1,660万1,000円減の1億7,685万9,000円となっております。主な要因は、平成29年度に行いました出羽公民館エアコン改修事業が2,222万3,000円の減となったためでございます。154ページをお開きください。5目文化財保護費でございますが、対前年度2,646万4,000円増の8,180万5,000円となっております。主な要因は、156ページをお開きください。右ページの説明欄、002文化財施設管理費のうち02旧山崎家住宅改修事業費が3,538万1,000円の増となったためでございます。158ページをお開きください。10款教育費5項保健体育費の2目体育施設費でございますが、対前年度1,273万7,000円増の3,267万9,000円となっております。主な要因は、右ページの説明欄、002公共施設等総合管理事業費が1,969万9,000円の増となったためでございます。11款災害復旧費1項農林水産施設災害復旧費の1目農地災害復旧費でございますが、対前年度3,111万3,000円増の3,111万3,000円となっております。主な要因は、右ページの説明欄、003農地災害復旧事業費（過年・補助災害）が2,142万

1, 000円の増及び160ページをお開きください。同じく、右ページの説明欄、004農地災害復旧事業費（過年・小災害）が969万2, 000円の増となったためでございます。2目農業用施設災害復旧費でございますが、対前年度3, 495万円増の3, 495万円となっております。主な要因は、右ページの説明欄、004農業用施設災害復旧事業（過年・補助災害）が1, 173万4, 000円の増、005農業用施設災害復旧事業費（過年・小災害）が560万2, 000円の増及び006農業用施設災害復旧事業費（過年・単独災害）1, 761万4, 000円の増となったためでございます。12款公債費1項公債費の1目元金でございますが、対前年度3, 409万2, 000円増の16億7, 934万6, 000円となっております。主な要因は、平成25年に発生しました豪雨災害の復旧のために借入れを行った災害復旧事業債の元金償還が始まったためです。2目利子でございますが、対前年度1, 861万7, 000円減の8, 708万2, 000円となっております。162ページをお開きください。予備費につきましては前年度同様3, 000万円を計上しております。以上、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。よろしくお願いいたします。

○種町民課長（種由美） 議長、番外。

●山中議長（山中康樹） 種町民課長。

○種町民課長（種由美） 議案第39号、平成30年度邑南町国民健康保険事業特別会計予算についてご説明申しあげます。予算書の1ページをお開きください。歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ14億100万円と定めるものでございます。はじめに、平成30年度の予算につきましては、平成30年4月1日から始まります国保の都道府県化により、都道府県が財政運営の主体となります。これに伴い、医療給付など国保事業を進めるための財政のしくみが変わりますので、国保特別会計の歳入歳出科目が大きく変更となります。歳入歳出科目の変更点につきまして、最初に簡単にご説明申しあげます。歳入科目でございますが、国や県からの負担金及び共同事業交付金や療養給付費交付金、前期高齢者交付金がなくなります。これに代わって、県からの補助金として保険給付費等交付金が新設となります。次に歳出でございますが、後期高齢者支援金や前期高齢者納付金、介護納付金のほか共同事業拠出金がなくなります。これに代わって、県へ納める国民健康保険事業費納付金が新設となります。それでは、詳細につきましては、予算に関する説明書の事項別明細書4ページをお開きください。はじめに、歳入でございます。1款の国民健康保険税でございますが、総額を2億3, 715万4, 000円としております。保険税率は平成29年度と同様で改定は行っておりません。内訳としまして、5ページをご覧いただきたいと思います。一般被保険者の現年度分は、2億3, 107万円、退職被保険者等の現年度分は、602万4, 000円で、それぞれの滞納繰越分を合わせまして、前年度と比べ総額で1, 756万6, 000円減額となります。これは被保険者数等の減少傾向を反映した額となっております。この国保税は、県に納めることとなります、国保事業費納付金等に充てることとなります。次に、6ページをお開きください。5款、県支出金の2項、県補助金でございます。新たに設けました2目保険給付費等交付金として、10億452万1, 000円でございます。この内訳でございますが、7ページの1節普通交付金が9億6, 714万1, 000円、これは町が保険者として支払う7割相当部分の療養の給付などの補てん分でございます。次に2節特別交付金が3, 738万円、これは保険者努力支援分など町の状況に応じて交付されるものでございます。6ページに戻りまして、一番

下の9款、繰入金でございます。2項の他会計繰入金につきましては、7ページの説明欄をご覧くださいと思います。保険料軽減分及び保険者支援分の1節保険基盤安定繰入金が6,872万9,000円でございます。8ページ、9ページをお開きください。9ページ上段2節の一般会計繰入金を9,057万6,000円としております。これは、説明欄にあります職員給与費等繰入金から福祉医療波及増繰入金までのルール分と町単独の事業分繰入金を合わせた額でございます。次に、14ページをお開きください。歳出でございます。はじめに、1款、総務費の1項総務管理費でございますが、国保連合会委託料の増額や職員給与費の減額等により、総額を6,304万2,000円としております。次に、16ページをお開きください。2款の保険給付費でございますが、いずれも3年間の医療費を基に推計し計上しております。1項、療養諸費の1目一般被保険者療養給付費につきましては、前年度と比較して869万2,000円減額の8億468万5,000円、2目退職被保険者等療養給付費につきましては、前年度と比較して1,820万3,000円減額の3,634万5,000円とし、総額8億4,564万9,000円としております。続いて、18ページをお開きください。2項の高額療養費でございますが、総額1億2,147万2,000円としております。続いて、3項の助産諸費の1目出産育児一時金でございますが、10人分として420万円計上しております。次に、4項の葬祭諸費でございますが、20人分として60万円計上しております。次に、20ページをお開きください。中程にあります5款の保健事業費でございますが、1目保健普及費につきましては、国保ヘルスアップ事業分として341万5,000円計上しております。前年度と比べ303万円減額となっておりますが、これは平成30年度より元気館のトレーニング室などの運営業務が委託となることに伴うものでございます。続いて、2項の特定健康診査等事業費は、22ページを開いていただき、総額1,298万5,000円としております。24ページをお開きください。続いて、24ページの9款、諸支出金の3項、2目の直営診療所事業特別会計繰出金でございますが、特別調整交付金に算入されず、直営診療所運営費として899万7,000円計上しております。次に、12款の国民健康保険事業費納付金は、新設でございます。これは、島根県に納めるもので、県では、県全体の保険給付費を推計し、その結果から国庫負担金等県への公費を控除して納付金算定基礎額を算出されます。この基礎額に、県内各市町村の医療費水準や所得水準等に基づき按分した額が国民健康保険事業費納付金として市町村に請求されるものでございます。それでは、1項医療給付費分でございますが、一般被保険者及び退職被保険者等合わせて、2億3,479万7,000円、2項後期高齢者支援金等分が合計7,777万2,000円、次に26ページを開いていただきまして、3項介護納付金分が1,906万9,000円となり、町が県に納める国民健康保険事業費納付金の総額は、3億3,163万8,000円でございます。以上、平成30年度邑南町国民健康保険事業特別会計予算でございます。

続きまして、議案第40号、平成30年度邑南町国民健康保険直営診療所事業特別会計予算について、ご説明申しあげます。予算書の1ページをお開きください。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6,500万円と定めるものでございます。第2条、地方債でございますが、第2表でご説明申しあげます。予算書の4ページをお開きくださ

い。第2表、地方債でございますが、医療用機器整備事業債としまして、限度額110万円。これは阿須那診療所の医療用機器の更新に充てるものでございます。次に、石見地域診療所整備事業債としまして、890万円。これは、診療所整備事業の調査設計委託料に充てるものでございます。次のページから予算に関する説明書でございます。詳細につきましては、予算に関する説明書の事項別明細書4ページをお開きください。はじめに、歳入でございます。1款の診療収入、1項の外来収入につきましては、過去2カ年の実績を基にし、総額で1,769万2,000円としております。次に、6ページをお開きください。3款の県支出金、2項県補助金でございますが、阿須那診療所の医療用機器更新の補助金といたしまして、事業費の2分の1にあたります118万5,000円を計上しております。続いて、4款の繰入金、2項他会計繰入金でございます。井原診療所の借地料、阿須那・井原・日貫各診療所の運営費補てん、国保の特別調整交付金など、3,534万6,000円でございます。8ページをお開きください。7款の町債につきましては、第2表地方債で説明させていただきました医療用機器整備及び石見地域診療所整備事業債として1,000万円計上しております。次に、10ページをお開きください。歳出でございます。はじめに、1款の総務費でございます。1項の施設管理費につきましては、平成30年度は阿須那診療所の医療用機器更新として医療用画像ワークステーションを購入することとしております。12ページに3診療所の施設管理費の総額がございますが、前年度と比較して249万9,000円減額の4,573万4,000円でございます。続いて、2款の医業費でございますが、14ページ上段をご覧くださいと思います。それぞれの診療所の過去2カ年の実績を基にし、3診療所の医業費総額が1,011万8,000円でございます。次に、3款施設整備費でございますが、石見地域診療所整備事業費としまして、調査設計委託料を896万2,000円計上しております。以上、平成30年度邑南町国民健康保険直営診療所事業特別会計予算でございます。

続きまして、議案第41号、平成30年度邑南町後期高齢者医療事業特別会計予算について、ご説明申しあげます。予算書の1ページをお開きください。歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3億6,200万円と定めるものでございます。詳細につきましては、予算に関する説明書の事項別明細書4ページをお開きください。はじめに、歳入でございます。1款の後期高齢者医療保険料でございますが、後期高齢者医療広域連合が実績に基づき算出したもので、1億403万2,000円でございます。次に、3款の国庫支出金でございますが、平成30年度は法改正に伴い機器のシステム改修が必要となります。システム改修に要する費用は全額、国から高齢者医療制度円滑運営事業費補助金として入ってきますので、79万9,000円計上しております。次に4款保健事業委託金でございますが、広域連合からの健康診査、歯科検診の委託料として225万3,000円でございます。次に、5款の繰入金、1項一般会計繰入金につきましては、事務費繰入金及び6ページになりますが、保険基盤安定繰入金、療養給付費負担金繰入金合わせまして2億5,488万4,000円でございます。次に、8ページをお開きください。歳出でございます。1款総務費でございますが、邑智郡総合事務組合の情報システム課分の負担金が増額となっており、1,663万8,000円でございます。これは、法改正に伴います機器のシステム改修を含む導入費や運営費につきまして関係する事業間で負担金の調整を行っ

たものでございます。2 款の後期高齢者医療広域連合納付金でございますが、保険料等負担金が1 億6, 3 1 6 万5, 0 0 0 円、療養給付費負担金が1 億7, 9 2 2 万2, 0 0 0 円となり、総額3 億4, 2 3 8 万7, 0 0 0 円でございます。次に、1 0 ページをお開きください。3 款の保健事業費でございますが、広域連合からの健康診査受託事業としまして2 2 5 万4, 0 0 0 円計上しております。以上、平成3 0 年度邑南町後期高齢者医療事業特別会計予算でございます。以上の3 議案につきまして、地方自治法第9 6 条第1 項の規定により議会の議決を求めるものでございます。よろしくお願いいたします。

○川中水道課長(川中栄二) 議長、番外。

●山中議長(山中康樹) 川中水道課長。

○川中水道課長(川中栄二) 議案第4 2 号、平成3 0 年度、邑南町下水道事業特別会計予算につきましてご説明申し上げます。予算書の1 ページをお開きください。第1 条歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ9 億1, 4 0 0 万円と定めるものでございます。2 条、債務負担行為につきましては、第2 表債務負担行為で説明いたします。第3 条地方債につきましては、第3 表、地方債で説明いたします。第4 条、一時借入金の借り入れの最高額は、1 億円と定めるものでございます。第5 条、歳出予算の流用につきましては、人件費に関する規定でございます。4 ページをお開きください。第2 表、債務負担行為は、下水道等排水設備工事普及促進助成金として、平成3 1 年度から平成3 3 年度の3 年間、3. 5 %以内の利子補給をするものでございます。5 ページをお開きください。第3 表、地方債でございますが、生活排水処理事業債のほか4 起債の限度額を1 億5, 0 2 0 万円とするものでございます。予算に関する説明書の事項別明細書4 ページをお開きください。歳入でございますが、1 款1 項、分担金は、浄化槽整備2 0 基を予定し、衛生費分担金、農林水産業費分担金、土木費分担金の合計で5 4 0 万1, 0 0 0 円を計上しております。2 款1 項、使用料につきましては、生活排水処理、農業集落排水、下水道使用料を合計して1 億6, 8 9 9 万9, 0 0 0 円を計上しております。6 ページをお開きください。3 款1 項、国庫補助金につきましては、浄化槽設置事業の補助金7 0 1 万円及び、公共下水道事業の補助金2, 9 0 0 万円を計上しております。6 款2 項、他会計繰入金につきましては、対前年度8 6 6 万7, 0 0 0 円増額の5 億4, 5 6 9 万5, 0 0 0 円を計上しております。8 ページをお開きください。8 款1 項、雑入でございますが、県道改良工事に伴う移転補償費として、7 5 6 万6, 0 0 0 円を計上しております。9 款1 項 町債につきましては、対前年度3, 1 3 0 万円増額の、1 億5, 0 2 0 万円を計上しております。1 0 ページをお開きください。歳出でございますが、1 款1 項、清掃費の一般管理費を7, 0 4 3 万7, 0 0 0 円、事業費は、浄化槽市町村整推進事業費で2 0 基を予定し3, 1 1 0 万円を計上しております。1 2 ページをお開きください。2 款1 項、農業費の一般管理費は、対前年度4 2 5 万3, 0 0 0 円減額の8, 5 8 3 万5, 0 0 0 円を計上しております。3 款1 項、下水道費の一般管理費につきましては、9, 4 2 0 万6, 0 0 0 円を、ページをめくって頂き、下水道整備費で、下水道ストックマネジメント事業の機器更新と矢上地区の拡張事業を合わせて6, 0 4 4 万円を計上しております。1 6 ページをお開きください。5 款1 項、公債費は、元金に4 億7, 1 8 9 万7, 0 0 0 円、利子に9, 9 1 4 万3, 0 0 0 円を計上し、元金・利子合計で、5 億7, 1 0 4 万円の計上でございます。以上、地方自治

法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。よろしくお願ひいたします。

○服部総務課長(服部導士) 議長、番外。

●山中議長(山中康樹) 服部総務課長。

○服部総務課長(服部導士) 議案第43号、平成30年度邑南町電気通信事業特別会計予算についてご説明申し上げます。予算書の1ページをお開きください。歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4億6,300万円と定めるものでございます。第2条地方債につきましては、4ページをご覧ください。地方債につきましては、光アクセス管理サーバー改修事業債として470万円でございます。詳細につきましては、事項別明細書の4ページ、5ページをお開きください。平成30年度の予算につきましては、新たに番組制作機器整備事業と光アクセス管理サーバー改修事業を行うことが大きな変更点でございます。まず、歳入からご説明いたします。1款の分担金及び負担金の情報通信施設負担金でございますが、新規加入者を25件、引込工事を35件とし、総額267万5,000円としております。次に、2款の使用料及び手数料の情報通信施設使用料でございますが、今定例会で改正をお願いしておりますインターネット利用料の増額を受けまして、ケーブルテレビの利用料全体では1,176万8,000円増額の2億4,577万2,000円としております。次に、6ページ、7ページをお開きいただき、6款の繰入金につきましては、電気通信事業基金繰入金が3,464万6,000円、一般会計繰入金が1億7,051万4,000円としております。次に、8ページ、9ページをお開きいただき、9款の町債は、先ほど申しあげましたが、光アクセス管理サーバー改修事業債として470万円としております。次に、10ページ、11ページをお開きいただき歳出でございます。まず、1款の総務費の一般管理費でございますが、右の説明覧をご覧ください。001の電気通信事業一般管理費は、1,918万1,000円としております。また、27節の公課費の中には消費税として1,123万6,000円計上しております。002の施設維持費は、4,290万1,000円としております。ここには、TA・ONUといった機器の修繕、電柱共架料、機器の保守委託料のほか、15節の工事請負費として支障移転工事費1,400万円を計上しております。006のサービス業務費は、CSの使用料、IP回線使用料、帯域制御機器のリース料について6,425万9,000円としております。また、017のおおなんケーブルテレビ業務委託料につきましては、消費税について2年間の簡易課税が終了いたしまして、200万円程度増額する見込みから221万5,000円増額の5,942万6,000円としております。次に、2款電気通信事業費につきましては、説明欄の007番組制作機器整備事業費が、編集用パソコンなどの購入費として112万2,000円、12ページ、13ページをお開きいただき、008光アクセス管理サーバー改修事業費が、通信システムを管理する光アクセス管理サーバーの更新費として474万6,000円計上しております。次に、3款の基金積立金につきましては、施設加入負担金とインターネット利用料の一部などを1,331万3,000円積み立てることとしております。4款公債費につきましては、元金が1億7,902万5,000円、利子が678万9,000円、計は昨年度と同額の1億8,581万4,000円でございます。以上、平成30年度邑南町電気通信事業特別会計予算につきまして、地方自

治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。よろしくお願いいたします。

○川中水道課長(川中栄二) 議長、番外。

●山中議長(山中康樹) 川中水道課長。

○川中水道課長(川中栄二) 議案第44号、平成30年度邑南町水道事業会計予算につきまして、ご説明申しあげます。予算書の1ページをお開き下さい。2条におきまして、平成30年度の業務予定量を定めております。平成29年度実績と30年度の見込みを考慮し、給水件数を4,323件、年間総給水量を98万5,917^m、一日平均給水量を2,701^mとしております。主要な建設改良事業といたしまして、基幹改良事業及び増補改良事業を2億4,072万2,000円予定しております。第3条では、収益的収入及び支出について定めております。水道事業収益、4億1,113万2,000円、水道事業費用、4億6,268万8,000円としております。第4条では、資本的収入及び支出について定めております。資本的収入 3億4,414万4,000円、資本的支出、4億9,887万8,000円としております。ここで、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する金額1億5,473万4,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額376万3,000円、過年度分損益勘定留保資金2,038万4,000円及び当年度分損益勘定留保資金1億3,058万7,000円で補填するものでございます。続きまして、第3条 収益的収入及び支出、第4条 資本的収入及び支出 予算の詳細につきましてご説明いたします。邑南町水道事業会計予算に関する説明書の1ページをお開きください。収益的収入でございますが、水道事業収益を4億1,113万2,000円としており、営業収益を2億2,756万5,000円、内訳は、給水収益2億2,373万6,000円、受託工事収益281万8,000円、その他営業収益101万1,000円を計上しております。営業外収益は、1億8,356万7,000円とし、内訳は他会計補助金が1億3,242万1,000円。長期前受金戻入が5,051万3,000円。これは資産の取得に充てられた補助金等を、減価償却に併せて収益化するものでございます。雑収益、63万3,000円。これは瀬越・断魚の飲料水供給施設の水道使用料を計上しております。次に収益的支出でございますが、水道事業費用 4億6,268万8,000円としており、営業費用3億9,141万3,000円、内訳は原水及び浄水費6,651万9,000円。これは水道水を作る工程までの費用でございます。詳細は備考欄をご覧ください。2ページをお開き下さい。配水及び給水費3,091万円。これは水道水を利用者に給水するための費用でございます。受託工事費335万8,000円。これは県道改良工事に伴う移転補償工事費でございます。総係費3,136万7,000円。これは収益的事業活動全般に関連する費用でございます。3ページをお開きください。減価償却費は、2億5,656万6,000円を計上しております。資産減耗費は、269万3,000円を計上しております。次に、営業外費用 7,102万5,000円。内訳は、企業債の償還利子が6,056万4,000円。消費税及び地方消費税が1,000万円。雑支出が46万1,000円。これは、瀬越・断魚の飲料水供給施設の維持管理に係る費用でございます。予備費は、25万円を計上しております。

次に、資本的収入及び支出についてご説明いたします。４ページをお開き下さい。資本的収入は、３億４，４１４万４，０００円としており、その内訳は、企業債１億５，６３０万円。国庫補助金８，４３４万円。他会計補助金１億３５０万４，０００円でございます。この他会計補助金は、企業債償還にかかる繰出基準に基づき一般会計から繰り入れる額でございます。次に支出でございますが、資本的支出４億９，８８７万８，０００円とし、その内訳は、建設改良費２億４，０７２万２，０００円で、事業内容は、基幹改良事業として、瑞穂東工区の水道管布設工事、増補改良事業として、口羽工区の配水池築造工事を予定しております。企業債償還金は２億５，８１５万６，０００円を計上しております。続きまして、予算書の２ページにお戻りください。５条では、企業債の目的、限度額、利率及び償還方法を定めております。６条では、一時借入金の限度額を４，０００万円と定めております。７条では、予定支出の各項の経費の金額を流用することのできる場合を定めております。８条では、議会の議決を経なければ流用することが出来ない経費として、職員給与費６，８０１万７，０００円を定めております。９条では、一般会計から、この会計へ補助を受ける金額を３，３７９万９，０００円と定めております。第１０条では、棚卸し資産の購入限度額として、３００万円を定めております。予算に関する説明書の５ページをお開きください。５ページ以降は、予算に関する説明書として、予定キャッシュ・フロー計算書等を添付しておりますのでご参照いただきたいと思います。以上、地方公営企業法第２４条第２項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。よろしくお願いいたします。

●山中議長(山中康樹) 以上で、提出者からの提案理由の説明は終了いたしました。

~~~~~○~~~~~

#### 散会宣告

●山中議長(山中康樹) 以上で、本日の日程は、すべて議了いたしました。次回、３月９日の本会議の開議時刻は、午後２時とさせていただきます。本日は、これにて散会いたします。

—— 午後 ３ 時 ５ ３ 分 散会 ——

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員